監獄協會雜誌

第參拾參卷
第五號

明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行（五月二十日發行）

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾參卷第四號（大正九年四月二十日發行每月一回二十日發行）

目次

論說（特別監の狀況梗概……典獄　寺崎勝治……（一）

講演（司獄官に必要なりと思はるゝ二三の精神病的徴候に就て……東京帝國大學醫學部助教授　醫學博士　三宅鐵一……（九）

統計（大正九年三月中入出監竝月末在監人員表外三表……（三四）

譚叢（時事だより……甲突生……（四一）

寄書（受刑者の見たる英國監獄（二）……丁莫生……（四二）

寄書（將來の監獄（四）……秋田渡邊圓流……（四六）

雜纂（予は看守諸君と語る（三之六）……典獄有馬四郎助……（四八）

雜纂（藥籠（一五）……福岡苅屋老龜……（五一）

彙報（十勝監獄廳舍燒失其他――叙任――會報――公文……（五五）

監獄協會雜誌第參拾參卷第五號

論說

特別監の狀況梗概

典獄　寺崎勝治

特別監と云ふのは女監と不良囚監であつて前者は三重縣奈良縣のものにして六月以上の再入者及び一年以上の初入者を集禁し後者は特定の監獄の在監者にして行狀不良のものを集禁するからである。

第一、特別女監の狀況

自己の頭髮を切斷した事犯と相互間の爭論事犯があつた、男女の間に髮を切ることは決して珍らしい現象ではない、併し女子相互間に之れあるは奇怪の出來事と云はねばならぬ、故に此の奇なる現象の由つて來りたる原因を調査したるに同性色情の關係者が多數顯はれたのである、而して注意を要すべき點は下の如き事項である。

一、年長者、智能の秀でたるもの、體格の優れたる囚人より年少者、智能低きもの、體格の劣等者に對して其の勸誘を試むのである。

二、其の勸誘の内容を分析すれば下の如くである。

(イ)入監中夫婦のやうにして暮らせば刑の苦痛を減ずることが出來る。

(ロ)出獄後は優秀の男と婚姻を爲すの望みがない、惡漢無賴のものと夫婦にならんより女同志夫婦になるのが安全である。

叙上の勸告が效を奏して終に異常なる色情關係を結ぶに至つたものであつて、而して髮の切斷は二心なきを誓つたものである、尙ほ爭論は嫉妬に基くものであることを發見したのである、此事實より得たる活きた敎訓は下の事項である。

一、自然的性慾の禁斷ある監獄に於て同性間に於ける色情關係の起るは已むを得ざる現象かも知れぬ、故に夜間分房、晝間共同作業に從事させるか又は獨居拘禁を爲すの外ない、雜居拘禁は極めて危險であると斷言せねばならぬ。

二、頭髮切斷、爭鬪、論爭を十二分に調査する必要がある、そうして禍根を絕滅せねばならない。

三、女監取締中同性間の異常性慾を知らないものがある故に其の注意方を敎示しなければならない。

第二、不良囚監の狀況

一、由來

一、不良囚の集禁に關しては大正五年五月司法省訓令を以て左の如く定められた。

靜岡、名古屋、岐阜、金澤、膳所各監獄拘禁に係る二十歲以上の男受刑者中刑期五年以上十年未滿にして行狀不良改悛の見込なしと認むべきものは、

自今安濃津監獄に收容すべし。

と卽ち特別なる拘禁區分＝＝不良囚監と云ふ特別監が出來たのである。

二、此の他特別の訓令を以て上記訓令を指示された監獄以外の監獄の囚人を拘禁することもある、實例として他監獄より移監されたことがある。

三、安濃津監獄を不良囚監と指定されたのは新築監獄にして構造堅牢であるから容易に破獄逃走が出來ない、暴行の爲めに破壞さるゝが如き危險がないからであると思はるる。

二、取扱の方法

一、受刑者に對し常に法規を遵守すべく訓告し、係官をして種々の機會に於て之れを繰返へさせて居る、卽ち法規命令に違反するものある時は懲罰事犯として處罰し刑法に違反するものは檢事局に告發する、暴行者に對しては拷衣、縛繩、手錠の使用を爲す旨を訓告するのである。

二、看守に對しても同樣の訓示を爲し法規に從ひ取扱を爲し苟も法規に違反するが如き取扱を爲すべからざる旨を嚴命するのである。

三、看守は朝夕二回各囚人の用務を聽取り其の取次ぎを爲すことにして居る。

四、特別の用務は之れを巡回の看守部長又は看守長に申立つることにして居る。

五、看守に決定的行動を執らしめざることにして居る。

(イ)彼等の一人が無用の事を重要の用務の如く裝ひ看守に對して談話を爲し看守の注意が其の四人一人に集まるを待つて他の四人は自己の欲することを遂行する虞れがあるから朝夕二回に用務を辨せしむることにしたのである。

(ロ)看守が四人の申出を是認し又は否認せしめざることにしたるは之れを認むるときは四人が種々質問を試み、其の釋明に對しては再質問を爲し、應答反覆遂に紛爭を釀し、爲めに懲罰事犯を惹起するの例に乏しからざるを以て單に其の申出を聽取りて之れを上官に報告するに止め、是否を決せしめないのである。

(ハ)四人の看守に對して質問を試み應答反覆の場合には全監房に響き渡るが如き大聲を發し若し看守の釋明にして不合理なるか又は失言があらうものなら一層其の聲を大にして追及し辯難するので ある、而して之れを不快に感ずる四人は其の偉らがる四人に「仕返」しやうとする反抗的態度を執る、之れを快とするものは心窃に痛快の念を起し他日之れを模倣し同一の場合に其の例に倣ふのである。

惟ふに(一)慮榮心や優勝慾に驅らるる四人は看守に對し論爭を試み、(二)又之れに對して反抗心を起して對抗する結果紛擾を起す因子となる、(三)拘禁生活の寂寞を慰藉するの好手段に供せらる、

(四)全監の四人をして模倣せしむることになる、(五)全監の喧騒甚しく爲めに靜謐を害する、(六)看守の說明應答の適正ならざる爲め信用を失墜するの恐れがあるから決定權を行はしめないことにした、(七)看守が彼等の質問應答に對して彼等を心服せしむべく煩勞する爲め神經衰弱に罹り缺勤するものがある。

三、職員の面接

第一、看守部長の面接

(イ)面接の日時を一定せず何時たりとも面接すること

(ロ)面接の場所は事務所附屬の調所に於て之れを爲すこと

第二、看守長、醫師、敎誨師の面會

(イ)面接日の前日迄に申出づること

(ロ)面接日は水金相當日

(ハ)面接所は調所

第三、典獄の面會

一週一回金曜日として居る

面會に關し以上の取扱を爲す所以のものは

(イ)面會當日に至り多數申込を爲し執務時間中に終了すること能はざる故前日迄に申出づることに

したのである。

(ロ)一週に二日としたるは一日に終了すること能はざるためである。

(ハ)調所に於て面會したるは質問應答追及辯難の爲め惡影響を生ずるの恐れがあるからである。

以上の如く可成看守の煩勞を少なからしむるやうにして居るけれども特別監の勤務を嫌忌するのである

四、四人の狀態

一、官吏の取扱を寬大ならしむべく奸計を廻らす傾向がある。

(イ)司法大臣に提出する情願書は其の手段の一つである。

一四人は情願書は例令却下せらるるも何等かの利益があるから提出した方がよいと云つて居る。

(ロ)種々の願を爲し看守の精神肉體を疲勞させ法規勵行の勢力を殺がんとするものの如く察せらる

二、暴行恐喝を以て我意を貫徹せんとする傾向がある。

(イ)恐喝に付いては懲篤訓諭して自暴自棄に陷らないやうにするのである。

(ロ)暴行に就いては危險なる場合は非擧を制壓する爲めに窄衣を使用する。

(ハ)犯罪を構成するときは告發をするのである。

(ニ)懲罰を科するのである。

三、四人が粗暴執拗なる故請負人が工場作業の請負を躊躇するのである。

四、暴言を吐き暴行を爲し誇りとするのである。

五、窄衣使用の臨床的研究、

一、窄衣使用中の臨床的症狀

一、窄衣着用後約三十分位は何等の苦痛を感せざるが如きも漸次時間の經過するに從ひ苦悶の狀を呈するのである。

二、顏面潮紅し眼球結膜は充血し眼球に光澤を發し顏面靜脈殊に頸靜脈は著しく怒張する、肘關節上部の緊縛に依り前膊の皮下靜脈も亦强く怒張し橈骨動脈は搏動を觸知するも其の緊張の度が減退する。

三、上膊の緊縛强度に失する時は橈骨動脈の脈波消失することがある、此の場合には檢脈することは出來ない。

四、脈搏は增加して九十乃至百以上に達し胸廓の呼吸運動は强く制限されて呼吸は著しく淺表となり且つ腹式呼吸を呈し爲めに呼吸數は增加して一分時に二十以上に達するのである。

五、呼吸の淺表となるに從ひ發聲に影響して大聲を發すること困難になり低聲にして而も「途切れ」々でなければ談話することが出來なくなる。

六、腹壓は强く亢進し爲めに、或は脫糞し、或は胃內の容物を吐出することがある。

以上は窄衣使用中に於ける大略の徵候なるも個人の體質並に窄衣緊縛の程度に差異がある。

注意すべきは

(1) 肩胛部より前上方を越へて鎖骨の前方に達する窄衣の「ヒジヤウ」を極度に緊縛する時は頸部の下方鎖骨上の內部器關を壓迫すること甚しく速に呼吸の困難不整正、口唇「チアノーゼ」等を呈し血行障害及び窒息の徵候を來し頗る危險なるを以て注意を要するのである。

(2) 肥滿せるものは多く窄衣に對する低抗力が薄弱である。

二、窄衣解除後の變化

一、窄衣解除後二三時間にして全身筋肉に烈しき筋肉痛を發し且つ多くは惡寒若しくは惡寒戰慄に次て三十八度乃至三十九度の熱を發し眩暈を訴へ食慾減退するのである此の發熱は持續せずして約二日を經て平溫に復するのである筋肉痛は五日間位にて消散する。

二、窄衣解除後に於ては尿中蛋白の出現がある、解除直後に於て已に尿中蛋白の反應を現はし二日後に於ては最も多量の蛋白ありて七日間位に其の痕跡を止めざるに至るのである。

以上は上記特別監の概況であるが多少なりとも實驗家の參考になることと思つて記述して見たのである。

講演

司獄官に必要なりと思はるゝ二三の精神病的徵候に就て

帝國大學醫學部助教授　醫學博士　三宅鑛一君

一

閣下並に諸君、本日は大層遲刻を致しまして相濟みませぬ、實は目今內務省で精神病保護に關する講習がございましたので、已むを得ず遲刻を致しました、惡しからず御諒察を願ひます。

私は嘗て十數年前此處に於て數回犯罪人の心理狀態の事を引續いて御話し致しましたことがあります、其頃御話を致しましたやうに、精神病といふものは昔は唯所謂狂人、物狂ひ、騷がしき狂亂を演するやうな人間だけを研究して居つたものでありますけれども、段々疎より密に入りまして、今では微細なる點に研究が屆いて參りました結果、所謂狹い意味に於ける精神病といふことの研究を以ては飽食りませぬので、所謂牢氣違ひ又は精神病の境、言葉を換へて申しますと、普通の人間と病人との間の中間狀態といふやうなことまで研究するやうになりました、併し此の中間狀態といふものは其の研究全く近來の出來事で、且其病的狀態が引續いて殆ど一生涯に亙ることが多くありますから、なか〳〵

短時日を以て此研究が終ることでありませぬ、精神病であれば長くとも一年二年といふ間に病氣の結末が着きますけれども、中間狀態といふものゝ大多數は一生涯のものであるので、それが爲めに十年や二十年經たなければ、どういふ運命に到着するものであるかといふことが分り惡いものであります、從つて其の研究は今日では充分に分つて居らぬ點が澤山あります、けれどもさういふことを段々研究して見ますと、犯罪人の中の多數に於ては中間者であるといふことが分りました、それでそれ等の人の犯罪當時の心理狀態は如何、又それ等犯罪人の平生の心理狀態は如何といふ點に付き、精神病學上色々御話をしなければならぬことがありますが、それ等は昔し此の席で御話を致しましたことに讓りまして、今日は犯罪者の心理とか或は犯罪人の心理又は其中で素人の人が能く云ふ生來犯罪者などといふものゝ御話は略しまして、寧ろ本日は直接精神病の事に付き、第一精神病といふものはどういふものであつて、殊に監獄内の精神病といふものはどういふものであるかといふことに付き御話を致したいと思ひます。何故なればさういふ者は多くは監獄内では狂言をするとかいふ風に誤られ、又は僞せ氣違ひと思はれて居るうちに自殺をするものが多いなどといふのが多いやうでありますから私は先づそれ等に對しては醫學者はどういふ見解を有つて居るものであるか、精神病と常人との境は何處で見るか、その境は大體つくか時には場合に依ればさう簡單に行くものでないといふやうな點に付て、極く大體御話をして見たいと存じます、勿論甚だ卑近な、知れ切つたやうなことを申上げるのでございますことは慚愧に堪えぬ次第でありますが、御清聽を得ますれば望外の仕合せでございます。

二

偖て病氣といふものは一體どういふものであるかといふことは何處でも毎度御話を致しまするのでありますから御判りかと思ひますが、念の爲め話の順序として御話を致しますれば、病とは今までと變つた狀態が新らしく起ることである、即ち平常でない狀態が突然起るものです、例へば體の病氣で申さば、インフルエンザであるとか又は他の病であるとかしましても從來と變つた變化が起こるものであります。さうして若し病が起こりますれば、色々の徵候の起こるもので例へば咳をするとか、熱が出るとか頭が痛いとかいふやうな色々の狀態が起ります。殊にその變化の狀態が單に一の症狀でなく、多くの徵候が集つて來たるものであります、又病には一定の原因と申すものがあります、即ち傳染病であれば徵菌があつてその他の病には又それに相當した原因があつて起るものであります、病にはまた第三の特徵として一定の經過があるものです。

以上の事實は單に身體の病のみならず精神的の病、即ち精神病でも同樣でありまして、苟くも專門家が見て精神病と名を附けますものには唯一つの徵候がある丈けではない、色々な徵候が集つて居りますもので、又其發病には一定の原因があり、又其病氣が短いか永く續くかといふ一定の經過がありますものです、醫者が病氣といふ診斷を附くるには以上の諸條件を具へたもので唯單純に少しく變つて居るといふ丈けでそれを病とは云はないものであります。

これは身體上の疾病でも精神的の病でも同樣でありますが精神的の病では殊に身體上の病と異つ

て、また二三注意をせなければならぬことがあります。卽ち其精神的變調の程度が輕くあつて尙ほ精神病と云ふほどではないさりながら平素の人とも異なる點があつて、本統の病氣といふほどでなくても、少なくも病氣に近いものであると云ふべき人が澤山ある。殊にそんな人は何時からと云ふ初めの起りがなく生れ附きさう云ふ風に變つた人がある、卽ち病人染みたやうな人間が病ともつかぬ生來性のものがある之を我等の方で中間者と稱するのであります。

此中間者は又平素は所謂中間者に止まつて居りましても或機會に於ては直ちに本統の精神病となり、又はその病の一つ丈けの徵候を示すことがあります。而も精神病學的に申さば本統の精神病とならなくも精神病的狀態を一時示す事があります、例へば平素左程の事がない犯人が監獄に這入り殊に獨房に這入るとか或は暗室に入れられるといふやうなことに依り、忽ち一時變な擧動に陷り、又激しい感動の變化を受けた爲めに、本統の病氣と云ふ程でなくとも一時二三の病的徵候を現はすことがある。

さういふ時には本統の精神病と云ふほどの徵候を缺いて居ますから、醫者も病氣であると言ひ兼ねるもので、少くも精神病樣狀態と云ふ位の名稱を附するの止むなきものがあります。實際斯かる者は監獄などでは中には多くは病氣の眞似をするものであるといふ風に誤られ居る者であり、醫者の方から見ても精神病としても徵候を具備して居りませぬから其診斷に屢〻困難を來たすものであります。

偖以上申し上げましたる事を摘むで申し上げますと監獄內に於きまして中間者の平素の狀況を除き眞に精神病と申すべき狀態に於て諸君に關係ある事は第一に本統の精神病の事第二にも眞の精神病で

なくとも中間者の一時病的狀態の事でその徵候の二三を御話する事は必要と考へます。

實に中間者は監獄內には甚だ多くあり、それ等のものは平時の狀態に於ては變つて居る點が少く短い交際ではその變つて居ることが判り惡くいが久しくつき合つて見ると普通ではない、變り者だといふことが分るのであります、恐らく累犯者の中の大多數といふものは此中間者であらうと思ひます。

三

偖て精神病に現はれる徵候はどういふものがあるかと申しますと、是にも數ふるに遑なき程の色〻の狀態がありますが、その中で監獄に於て必要なりと認められる〻所の徵候を擧げて申上げますと。

（第一）には幻覺。是は申すまでもなく何も無いものが其處に見えるとか、或は其處に聞えるとかいふものでありまして、中には物が變つて見える錯覺といふものもあります、幻覺は常人でも小さい子供殊に神經の過敏な子供には往々あります、殊に暗い時などに於て事に依るとさういふことがあります、又或は番兵看視などをして居ります時に、何か出て來はせぬかと心配して居ると、其豫期の感情より幻覺又はこれに近い症狀の見らるゝことがある臆病な人が夜間歩くといふと、斯ういふやうなことが屢〻出來るのであります、又碁客などが熱中しますと晝間見て居つた盤面が夜間歷々と見えることがあります。

さういふ譯でありますから幻覺の出るのは別に精神病者に限つたものではありませぬが、精神病者には非常に多いものであります、而も其幻覺といふものは本人に見える丈けであつて、他人には分ら

ぬのでありますから、他人からは往々虚言を言ふて居るものと思はれて居ることがあります、例之四人が其幻覺を見て又は聽いてそれを訴へて話をすればそれは虚言ではないかと思はれる事が多くあります、殊に其れが中間者で信用の出來ぬ人の申出の時には一層疑ひを起こされるやうなことが往々あります。監獄によくある例は僻み根性のある囚人が、看守長とか看守から自分の惡口を言はれるのがあります。監獄によくある例は僻み根性のある囚人が、看守長とか看守から自分の惡口を言はれるのが確に聞えるといふことを言ふもので、それが眞に幻覺であることがあります、されば若しさういふことを繰返して言ひ、又は熱心に言ふ場合には、實際幻覺ではないかと考へねばなりませぬ、又普通幻覺とは判然見え又は聽へるものですが時に依ると幻覺に近い思想として單に考へて居ることが聽へさうになるものもあります、それ等に付きまして二三の幻覺の特徵に付て御話を申上げたらば合點の行かるゝことが多からうと思ひまして次ぎにそれ等の事につき申し上げます。

偖て幻覺といふものが監獄内に於きまして認められまする際には、前から精神病者であつた人に無論多いのですが、さうでなく普通の人間として犯罪をして監獄に這入り其處で始めて幻覺の起こるものもある、就中累犯者で窃盗をするとか、或は又意思が薄弱であつて詐欺をするとか、殊に病的に嘘を言ふ人間が詐欺をして監獄に這入りますると。かういふときには拘禁されてから直ぐとか、或は翌日乃至は四五日經つてからさういふ幻覺が起こり或はさう云ふことが聞えるとか見えることが屢々あるものであります、其際には本人に明かに聞えるといふこともあるし、又は前に申し上げたやうに聞えるやうな氣のすると云ふこともある、後者は本統の幻覺ではないが、幻覺に準ずるもので假性幻覺と申すものであります、又久しく入監して居つて、修身懲役とか或は長い間の形に服さなければならぬやうな人間でありますと、入監してから數年の後にさういふことが聞え初めることがあります、而もそれは明瞭に聞える、次の間に於て自分の事を批評するとか、又は自分は無罪になつたといふことが聞えるとか云ひます、或は典獄さんが來て前の裁判は間違つて居ると言つたり、或は看守が收賄をして居る爲めに罪となつても出して呉れぬといふやうなことが聞える、殊にさういふことが極く明瞭に聞える、又或場合には食べた物に變な味がする、即ち味ひに於て幻覺が現はれる、さうすると是は自分を亡き者にしたい爲めに毒を與ふるものでないかといふ考へ違ひをする、或は妙な物が見えたりすることがあります、さういふ徵候は初めは夜だけ、殊に深夜人の寢靜まる時に起こるものがある、又一定の時期に限つて來ることもあるし、又或場合には晝夜の別なく澤山聞えることもありますし、又數が少くして僅に聞えることがありますし、又人の聲のやうなもの、又は電話で話すやうに聞えるものなどもあります。

斯ういふ人は監房を變へるとか、又は無罪となり赦免せられるとか、或は病者として監獄を出るとか、又は其他の理由に依つてその幻覺の消滅することがあります、斯かる際には往々境遇に依り消滅したなら、今まで嘘を言つて居つたといふ風に考へる人がありますが、それは考へる人の間違であります。

又實際幻覺の起る場合には多くは他の徵候を伴ふものであります、例へば幻覺のある人が非常に悲觀をするとか、或は又非常に人を怨むとか、或は興奮するとか、茫然となるとかいふやうに、後に御

話しまするやうな他の特徴を交へることが多くあります、又幻覺に伴ふ直接の結果たる多くの病狀を伴ひます事があります。例へば物が聞えるから耳に栓をするとか、物が臭ふから鼻に栓をするとか、又は晝間でも蒲團を被るとかして、成丈け外界の刺戟から遠ざかりたいやうなことをする人もあります、又時には其反對に自分の幻覺を紛らす爲めに故意に大聲を出して歌を唄ふとか、或は室内を運動をして氣を紛らして居るといふ者もある、卽ちさうすると假令何か耳に聞えて居りましても注意がそちらに行きませぬ爲めに幻覺が感じなくなるのです、卽ち心此處に在らざれば見れども見えずといふやうなことになるのであります、又或人は屢々幻覺の爲めに自分の心が向ふに通ずるといふことを言ひます、卽ち或は監獄外の人に通ずるとか、或は自分の家まで通ずると申します、それは實際向ふに通じたか通じないかといふことは普通の人間には分らぬ筈でありますが、病者には向ふに通じて家の人が何か返事をするやうなことが聞えますから、それが爲めに自分の心が向ふに通じたといふやうに考へるのであります、又或は自分が或事を思ふと、看守の人が自分の思つた通りをするとか、或は自分の思つたことを先驅をして邪魔をすると云ふやうに言ふ人もある、それは凡て自分の考が向ふに行つたやうなことが聞えたるためであつて、さういふ行ひをする人は在監者の精神病者に屢々あります、それが爲め非常に亂暴をするとか、或は又沈默をするとか、無言となるとかいふやうに、その幻覺に基づいて他の病的徵候を起しますし、又或はさういふことが聞える爲めに色々考へ違ひをして、人を怨むとか、種々の誤解を致しますものが多い。

（第二）誤解の種類で病者に來る妄想といふものがあります、此妄想といふものは誤解の極端である、普通の人でも誤解をするとか、考へ違ひをすることは隨分ある、それは感情の激した場合、物に熱中した場合、殊に喧嘩をしたとかいふ時には度々ある、殊に裁判をして居る時には相手の人が惡く思はれてることが普通の人情でありますが、就中其極端の者になりますと凡ての事が皆自分に都合の惡いやうに仕向けるものと僻んで考へて見たりするものがあります、凡て自分の身體が良い時には世の中の事を樂天的に考へ、悲觀的の事がある時には世間の事を僻んで怨むのは人情でありますが、是と同じやうに病氣が激しくなつて來ますと色々の考へが起こゝ病者には普通の人のやうに冷靜にそれを考へることが出來ませぬ、それが爲めに間違つた考へを起しても否定せぬ。のみならず隨ゞ根柢深く考へ違ひをするに至るのです、普通の人間ならば之を思ひ返すことが出來ますけれども、病人には其思ひ返しが出來ない、斯くて所謂妄想を生ずるものであります。

此の妄想の種類中監獄内に於て發する妄想に付ては外國の本などにも多く書いてあるのを見ても又自己の經驗によつても被害妄想とか無罪妄想或は赦免妄想とかいふものが多い。無罪妄想と云ふのは實際は尙刑期中であるにも拘はらず、既に赦免され無罪になつたといふ考を起し、之を深く信ずるのであります、其他に被毒妄想とて自分の食物の中に毒を入れるとか、或は被害妄想とて、他の人が己に辛く當る、故意に虐待するといふ考を起すことが多くあります、是が爲め屢々上申書を出し、司法大臣などの手許へ書面を差出す者があります、斯ういふのは監獄外の普通の精神病にもありますが、中

間狀態の人間が監獄に這入りまして、殊に自分の氣に入らぬ人間が居るときにはさういふ妄想的の思想を容易に起すことが多くあります、是と同じく平生非常に不平家でありまして、何でも人のすることが氣に入らないやうな癖を有つて居る人が監獄に入りますと兵役に服するときと同樣に其處では是非一定の規律に服さなければならぬ、普通の人間ならば其規律に從ふといふことが大した苦もなく出來ますけれど、此變態の人物には其服從といふことが絕對に出來ない、それが爲めに矢鱈に人を恨むそれから一種の妄想を起こし又は社會主義とか虛無主義とかいふことを宣傳して之に雷同するやうになる人があります。斯かる場合には低能者は雷同して大事を起すことが多いのであります、さういふ風にして危險思想は傳染するものでありますから、囚人の取扱方如何に依りまして或監獄にさういふ氣分が非常に溢ることが往々あります、實に精神的のものでありますから多少統御の仕方に依つてはどんな事が起らぬとも限らぬのであります。

又妄想といふものは元來精神病者にあるもので、その特質として非常に根柢深く信じまして自分がこれを信ずること甚だ深く、それに對して他人の辯駁することなどはなか〳〵同意をしない、他人の言ふことには頑として應じないのが普通であります。尠くとも普通の人間のやうに是は自分の誤解であるかも知れぬとか、又考へ直して見やうとかいふやうな、所謂顧慮するといふ事を絕對にしないのが妄想の通性です。卽ち妄想といふものは一途にそれを思ひ詰めて居るものでありますが、中間者に來る妄想樣の思想には往々此の妄想の特徵に達しないものがある。卽ち妄想に近接した、これに類

した狀態に止つて居るものがある、卽ち自分に信ずることが左程頑固でなく、空想に似て時に依り主張をかへ、又多少は自分の思ひ違ひ、考へ違ひといふことを顧みるやうのことがあります、卽ち妄想と空想との境のやうなものがある、斯樣な妄想近似の空想は普通の人間にも非常に感情に激したときの考へ違ひにはある、卽ちその時には確に考へ違ひであるとは思はないが冷靜になつて來れば後日その考へ違ひであつたことを思ひ起すことがあります。これと同じやうに、中間狀態の人の信ずる妄想樣の思想にはその信ずる事が深くなく時に依りましては自分の思ひ違ひとして考へ直すことがあります。然る時は普通の精神病者の妄想のやうに絕えず一途に自分の考へ違ひと主張するものでありませぬから、見樣に依つては是は病氣でなくして、故意にさういふことを言つて居るのではないかといふ風な考が起らぬとも限らぬのであります。併ながらさういふことは又精神病者の殊に中間者に來る精神病的狀態の際には屢々妄想樣の狀態として來る事のあるといふことを御承知を願ひたいのであります。

又忘想の盛なる場合には何も云はないでもその妄想の結果食事をしないとか或は人を恨んで甚しき暴行を加へるとか擧動の變るといふやうなことが往々ありますから、御注意を願ひます。

（第三）には制止狀態といふことであります、抑此制止狀態といふことは、精神の機能が止るといふやうなことであります。是はどういふことであるかといふと、我々の精神機能の運轉の止まる、圓滑に行かぬ事で、その制止狀態が或は思想の聯絡卽ち考の結び附き具合に現らはるる事もあります。

抑もまたその觀念の聯合といふことは各の年齡に於て一定の早さがありまして、又一定の年齡を越しますと、段々と遲くなつて來るのが普通です。又人に依つて天性敏捷の人と遲鈍の人があり、又同一の人でも其時々によつて違ひがあります。けれども先づ大體常人の思想の聯絡には一定の速さがあるので、又其思想の結び方にも一定の範圍があるのでありますからたとへ年齡に依り又は個性に依つて幾分か違ひがありますけれども、病人と普通の人間との間には極端なる差別があるものです。

然るに病氣に依つては極端なる差別を生ずるものであります、殊に今まで普通の人でも監獄などに這入つた爲めに突然思想の聯絡、觀念の聯合が變り、所謂制止狀態が起つて來ることがある。さういふ時には言語の應對が迅速に出來ない、何か訊問しましても急に返事をしない、數回問ふて始めて返事をする、又其返事が甚だ力の薄い、さういふ時には客觀的に見てはその人は訊問に對し返事をしない愚圖〳〵する人であるとか又は故意に返事の遲くなる橫着のもの又は僞つて居るのではないかと考へます。又或は單に心配をして居る爲めに少しぼんやりして居るのではないかといふ風に輕く看過して居る人がある。所が實際に於てはさうでなくして、既にその人が精神病に陷つて居るとか、或は餘くも病的の狀態になつて居つて、其爲めに運動が敏捷に行かない、言語も十分に行かぬ、考も急に起つて來ませぬものであると認めねばならぬ例が多い。

其極端のものになりますと、茫然が强くなりて全く話をしない、更に動作をしなくなつて仕舞ふものがある。詰りボーッとして仕舞ふ狀態があります。さういふ際に能く其顏を見ますと、表情といふものが少しも現はれませぬので、顏面は恰かも面でも被つた人のやうに見え、血液の循環も惡いものですから血の氣がなくて、一種の昏迷狀態といふ狀態にあることを認めます。

此制止狀態といふことは元來感情の激變のあつた場合、殊に其極端の場合に來ることが屢〻ある、例へば非常に吃驚して無言となり腰を拔かすといふのはそれに近い場合であります、これと同じく極く非常な場合で精神的感動の烈しくあつた場合などには一種さういふやうな狀態が起るのが可能であります。畢竟するに是は一種の異常表情でありまして又一面から考へますと一種の保護作用と見られます。

それはどういふことかといふと、元來感情は自分の利益な方には愉快な感情が生ずるといふことは天の配劑で自然の事であります。動物には此自然的の下等なる感情がある丈けで、自分の利益から打算した感情のみであります、それで本能性にさういふ性質を持つて居るものであります。所が人間でありますと人間には人間一人で生活して居るものでない、社會的に生活すべき者でありますから、本能も個人的の本能丈けではいかぬ、社會的の本能がなければならぬ、社會本能としては自分が生存する爲めには嫌やな學問をしなければならぬとか或は外の人と共に社會に生存する丈けの技能を持つて居なければならぬとか、他人には多少讓らねばならぬやうな本能が起り、目前には苦痛であつても相當の修業をするとか、一定の訓練をするとか、或は社會的に共同しく働くべきことが利益で愉快であるといふ本能が生ずるのです、是に於て動物の本能と人間の本能とは其點に於て違ふものであります、

即ち人間の感情には知識慾或は研究慾といふものが生じ、動物にはそれがない。

偖て平生の感情又は本能の作用は上記のやうであるが、非常の場合になると平常有ふれた所の表情丈けでは濟まないことが出來、異常の表情をますことがある。例へば急に泥坊に斬られるとか、大きい負傷をしたといふ時には、意識が溷濁して眼も見えぬやうになり又皮膚の感覺も感じないやうになることがある。戰場で負傷した時などには更らに疼痛を知らぬものであります。此等は畢竟するに斬られたといふ苦痛を去る爲めに自然が一種の保護作用として異常なる感動の表情を與へたのであります。是と同じやうに窮迫の極に達すると足が立たなくなる、眼が見えなくなるといふのは、非常の際にはさうでもして貰はなければやり切れぬ、同じ死ぬなら少しでも苦痛を去つて貰ひたいといふのが自然でありさういふ事はさう云ふ場合の表情で、異常の時には平常でない所の異常の表情即ちぼんやりせしむる事があります、斯くて制止作用も或時には必用なる一種の表情で又保護作用なのであります

然かるに此の異常の表情に陷るには常態の人にては甚だしき異常の時に限るのですが、異常の人は容易に斯かる狀態に陷るものであります。例へば小さい子供或はヒステリーの女、神經の過敏な者臆病な人間、概して申さば中間者に於ては容易に其異常の表情を起して、或場合には忽ちぼんやりして仕舞ふのであります。殊に中間狀態の人間には容易くぼんやりする傾があります、例を擧げますと累犯者で或時巡査に捕へられて、急に口が利けぬやうになつて仕舞つたといふ例もあります、それ等は考へやうに依つて態ざとするかといふやうに考へられぬこともないが、病氣の方から申しますと、

今申上げたやうな原理に基きまして、容易くさうなり得るやうな狀態に其人格があつたのであります。斯かる事は一二例でなくて、世界何れの所にも同じやうなことがあるのでありまして、偶然にさういふ人間がさういふ狀態に陷るのでなく、寧ろ或特殊の中間狀態の人にはさういふ事が容易く起こるものであると考へて宜いのであります。

而して斯かる時には言語も少い、食事も取らない、時に依ると平氣で大小便を垂れ流すといふこともありますが、又或場合にはぼんやりして居りまして、殊更見當違ひの返事をするやうな場合がある、即ち普通の話をしては分りながら殊更容易の話をして聞くと故意に知らないやうにとぼけて居るやうな風な返事をすることがある、殊に犯罪などに無關係のことを話す時は普通に話をしますけれども、ちよつと犯罪と關係があるやうなことを聽くと答へず、又は妙な返事をして故意に空惚けて居るやうに見ゆることがあります。斯ういふことは約三十年ばかり前までは單に伴病だといふ風に考へて居りましたが、カンゼルいふ精神病醫がありまして、監獄などで今御話したやうなボッとして殊に色々な幻覺があり、それで話の辻褄が合はぬ、知つたことに對して故意に途惚けたやうな返事をする症狀のあるのを三人程發見した、それは普通の伴病ではない、ヒステリー又はそれに近い一種の病的狀態であるといふことを考へ附きました。それから方々で同樣の事を調べた處、同樣の結論に到着して、今日ではさういふものは明かに病氣であるといふことが分つたのであります。現今でも經驗の淺い人で、そんなことは一二例しか出喰はしない時には、或は途惚けて居るのでないかといふことを考へる

こともありませうが、此ぼんやりして居ることが病氣の症候として屢々ある事を知らねばなりませぬ

又極端にぼんやりした場合には直ぐ分りますけれども、輕い狀態のボッとした人間に於きましては其發見がなか〳〵困難であり、餘程慣れた人でないと、其判斷に迷ふことがあります、それが爲めに屢々病人でないやうに斷定されて居ることがあります。又それと同じく、其ぼんやりした擧動が殊に手足の運動に現はれないで、言語丈けに現はれて來ることがあります、其時は應對が澁滯して、動作は普通に見えて、なか〳〵自己の所爲に付き白狀せぬといふやうに見えることがあります。

之に付て序ながら御話して置きたいことは、罪人といふものが凡て自分の犯罪に付て自白し得るものであるか否かといふことであります、或場合には自分の犯罪をする前後のことや、又は自分の犯罪に關係のないことは能く話が出來、追想もし得る者でも、自己の犯罪に關係したことは少しも覺えがないとか云ひ、又はそんなことはせぬと否定することがある。而も是は全く虛言でなく、實際忘れて居つて其爲めに自己の判斷を否定することがある。斯かることは全く健全なる人間には如何であるか知れませぬが、少くも其人格の既に病的の人即ち一種の變態人物である時、又は既に病人であつた場合には往々是を認めますので、即ち自分のやつた不良行爲に付て實際覺えて居ないことが案外多いものだと私は思ひます。

話が少し他に外れますけれども、是は詰り一部性の健忘症の起る爲めである、即ち全體の思想の聯絡の碍けらるゝのでなく、只自分に不愉快なる感情の伴つて居る所の思想が再び追想して起つて來な

いのであります。斯かることは一般の働きより考へて見ても說明の附くことで、即ち記憶は年齡に依つても違ひますし、又其人間の特徵、體質に依つても違ひがありますけれども、殊に其觀念の感情に依つて異なるもので、面白いことは記憶し、又は不愉快のことを反つて記憶する人もあります。病的の狀態になりますと殊に其不愉快なる感じの伴つた觀念はどうしても聯想して來ないことがあるのであります。さうして是に依り本人が自己の犯罪を否認するものである、即ち故意に思ひ出さぬといふ譯ではなく、只不愉快なる事に付いては聯想が浮んで來る時に無意識に押へて仕舞ふのであります、左れば斯ういふ時にどうしても想ひ起さぬのを催眠術などを掛けますと、思ひ出せない事が思ひ出せるといふ事實があります。

又他に自己犯罪を否認する者の中には、犯罪の時は一時興奮して居つたので、其一時的に興奮の爲め、深き考へもなく犯罪をした、其興奮中の觀念といふものは意識不明瞭であつた爲め、後に其興奮が沈つて仕舞つた時には其後に自己の犯罪を知らぬといふことがある。又斯かる人は其境遇が變つて來ると、前に忘れて居つた記憶が出て來ることがある。されば一時どうしても記憶が出て來ぬといふ事を簡單に嘘を言ふといふ風に考へてはならないであります。

要するに以上御話したことを纏めますと、制止といふことは言語の上にも、擧動の上にも現はれまして、さういふ時には言語は澁滯するし、動作は鈍る、間々意識も不明瞭でありますから、理窟に合はぬことを言つたりなどすることがあるが。輕いときには往々病氣といふことに注意されないで終る

もので、注意を要するものであるといふことになります。

尙ほ此制止といふ時の狀態には屢々他人の命令に服從せず、反抗することがある、殊にこちらから何か喇戟を與へると、一層反抗するやうなことがある。是は故意に反抗するのでなく、病的思想の爲め又半無意味に反抗するのであります。本人の精神とは無關係の反抗である。斯ういふ場合は又無理に之を强ひますと却て反抗をすることが增しますから、機を見て適當の方法を講ずる方が却て宜いと考へるのであります。

（第四）それから精神の病氣には錯亂といふことがあります、是は本統の精神病の爲めに錯亂する事もあるし、又感情の激しい爲め又は意識の溷濁した爲めなどで考がしどろもどろになつて錯亂することもあります。殊に酒の上などで酩酊の極錯亂する人が多い、中間の人には輕き原因から忽ち錯亂狀態を呈することがある。而して此錯亂の輕いときには能く氣を附けませぬと錯亂といふことが分らぬことがある、言語の一言一句錯亂して居つて本統の狂態を演ずるやうなひどいものは容易く分りますけれども、其輕きものは一寸した話には錯亂の狀が分らず、久しき話をさして見ると前と後の順序が矛盾したり、又は如何にも秩序の立たぬことを言ふことが分ることがあります、是には學問上色々な種類がありますけれども、先づ概略を申しますと、其の中錯亂の狀態は夢の時に來る、夢の時には覺醒時の如き思想の統一、管理がないから出鱈目の思想を湧く儘に聯絡する、是と同じく自己の空想もある爲めに輕い錯亂があり纏まりがつかぬことを平氣で考へて居ることがある、而して詐欺をするや

うな人の中には病的性格の爲めに自己の空想を其儘人に話すことが多い。卽ち普通の人には是は空想である、是は嘘である是は眞實であるといふことを辨別するが、此種の人にはそれが出來ぬ、從つて話をする時にも空想は空想とし、事實は事實として話すことをせぬ、尠くも斯かる人に衝き込むで其の事實を問ひ合はします時には、自己の事も他人に聞いた事も、自分の空想も判然せぬやうな人がある丁度五六歲前後の子供と同樣に事實の事と空想の事とをチャンポンに話して自分にもどれが眞實か嘘かが分らぬことがある。是は低能の人にも同樣のことがあり、又輕く意識の亂れた人にも同樣の事がある、平たく申しまするに思想が亂れて居るので、普通の人間のやうに頭の中が徹底して居らない證據である、それが爲めに前に言つたことゝ後に言つたことが辻褄が合はぬことがあります。

さういふ際には實に我々が尋問して居つても、前後の矛盾が烈しくアグンで仕舞ふことがある。でありますから斯ういふことがあつたらば是は矢張り病氣である、尠くも腦に弱點がある。精神が薄弱であつて取留のないものであるといふ考を持たぬければならぬことがあります。

（第五）漸次時間が乏しくなりましたから後は簡單に御話をしますが、次には興奮といふことを御話し致します、普通の人でも少し腹を立つても興奮の狀態に陷り、又は酒を飮んでも興奮をしませう、だから興奮の全部が皆病氣ではない、所が病人の興奮には第一其程度が非常に激しいのがあります、能く監獄あたりで見ますのは、急に物を投り附けるとか、或は便器を打つけて毀すとか、咆嗚るとか衣服を破るとか、保護衣を着せれば之を破る、唾を吐く、大小便をする、頭を壁に打付けるといふ

ことをする、斯ういふことは無論精神病者に多いのでありますが、又低格者、中間者が監獄に還入るとか、又は僅な原因より感情に激し、同じやうなことを爲し、又非常に不愉快な感じを起して一時錯亂をし興奮をするといふ場合があります、斯かる際には其病的興奮のことが判りますが、もつと輕きものでは同じく興奮であつても普通の人には病的だといふことに氣の附かないやうな興奮がある、例へば不行儀、不謹愼、多辯、干渉、濫りに人を嘲り、不遜、怒り易く、剛慢な態度、不眠等凡て輕い興奮をして參ります。斯かる輕い興奮は普通の人間の一般狀態として更に怪まぬことが多い、無論病的と常人の興奮との境は困難でありますけれども、少し長い間の時期を見て居りますと、確に病的であるといふ區別が出來るのであります。

それには第一に落附かない、普通の人ならちやんと行儀良くすることが出來る、所が病的の人間には落付きがない、普通の人間にありましても疲勞するときには不安になる、是は矢張り一種の保護作用である、疲勞をすると注意を散らすことになる、之は疲勞を避ける所の保護作用であります。けれども此疲勞する、不安となる程度も人間に依つて違ふのであつて、低能のやうな者になると非常に疲勞し易い、不安になり易い、それから犯罪人の中にも注意の集中の困難であるとか、或は落附かないとかいふことが興奮としてあります。それから或場合には自分の言ひたいことばかり言つて居りて、人の言ふことには更に頓着しないやうなことが興奮狀態をして來る時にある。又或場合には興奮の症狀として僅なことに付て直ぐ怒ることもある、それは其時の感情の方の動搖が激しくありまして、少し

も我慢が出來ないのであります、又或場合には普通の人間の怒ると違つて非常な亂暴をし、何と言つても聞分けないことがあります、勿論程度問題でありませうけれども、普通の人間には多少怒つても之を抑ふる所の機能も相當に發育して來るものでありますが、中間者に於きましてはさういふことが出來惡いので、怒るといふと直ぐ前後も分らずに亂暴するやうなことがあります。詰り是は一種の精神の發育の惡い者である、感動性犯罪と云つて目前に於て犯罪をする者には多く斯かる人がある、是は惡人といふよりも精神發育の惡い者と考へねばならぬのである。

斯かる種類の人には感情の激した時には無中になる。時に依ると意識朦朧となる。或場合にはそれが爲めに放火をする。或は家を出て行つて仕舞ふことがありますし、又は夢中で他人に暴行を加ふることもあります。要するにさういふ感動を抑ふることの出來ぬといふのは發育が惡いのであつて、中間者であります。

斯かる人はそれが爲めに犯罪をするのみならず、監獄に入つてもさういふ狀態が屢々現はれる。又或場合には獨り言を言つて見たり又は矢鱈に人の家を訪問する。殊に身分の良い家を訪問したり、或は自分の主張を通さうと思つて、常識以外なことを行ひに現はすこともあります。或は興奮の結果、矢鱈に酒を飲んだり、花柳界に入つたり、女に矢鱈に着物を買つてやつたり、無益に芝居に行つて見たりすることがある。又自働車に乘廻したりする者、迷信に耽る者もある、殊に中間者には興奮することがある月に一回とか二回とか色々むらがある、其時には無意味に放火をして見たり、無意味に窃盜

をして見たりするやうなことがあります、要するに興奮の結果、自分の良心を抑ふることが出來ず、又は運動が敏捷になつて無遠慮になるのがあるのであります。

（第六）其次には病氣の爲めに悲觀する。是は普通の人間にもあることですが、病氣になると其程度が强い、又其持續時間が長い、普通の人間なら其原因が去ると治る、又普通の人間は慰めてやると應ずる、所が病的になりますとなか〳〵他人の慰安などに依つても其悲觀の止り方が少いのみならず。却て一層其悲觀を增すといふことがあります。一體悲觀の程度は何處からが病氣であつて、何處からが健全であるか、其境は分るものでない、然るに其人間が病人であつて見れば、其悲觀が病的の悲觀であるといふことが分りますから先づ其悲觀の何であるかは、其人格が病人であるか、健全であるか、中間者であるかといふことを知ることが必要であります、平生ならば悲觀する時には人に顏を合はせるのは厭やだといふ狀態を示しますが、殊に病人となりましてはさういふ狀態が烈しくある、それから尙ほ色々の妄想や、幻覺や又は過度の煩悶などが起ります。ですから要するに唯悲觀をして居る丈けで以て、是は病人である。是は普通の人間であるといふことは言へませぬので、其の他に色々の事を調べて見ませぬければなりませぬ、相當の原因があつて悲觀するならば普通であるが、其原因なく、又悲觀以外の色々な徵候があれば是は病人だといふことが分ります、一度只咳をしたから是は直ぐ肺炎だといふことが出來ないと同じく、悲觀の際にもそれ以外の徵候があつて、始めて是は病だといふことが分るのと同じです。唯悲觀をするから直ぐ病氣といふ譯には行かない。

又悲觀が激しくなると煩悶或は苦悶といふことが起りまして、自分では苦しくて生きて居れない、是に於て自殺又は妻子眷族を慶殺しにするとか、或は人に取附いて絞殺するといふことがあります、さういふ時には外形を見ると唯興奮するのでありますけれども、能く其容子を察して見ると、是は病氣のための悲觀から來るといふことが分る。悲觀の爲めの自殺は隨分ある、併し悲觀をする人間の自殺といふものは割合に成功は少い、殊に病院などでは悲觀者の自殺の成功は少い、何となれば平素悲觀して居るので、彼の人間は悲觀をするからといふので注意するからであります。之に反して或種類の病氣でありますと其狀態が普通は平素の人間のやうに見える、それで俄然首を縊るといふやうなことがある、無理に精神病者の自殺企圖は意外に成功されるものであります。要するに悲觀といふことも簡單には考へられぬので、若し悲觀の狀態であつたならば、其人格などに能く注意をしなければならぬのであります。

四

偖て以上御話しましたのは精神病の中で、あなた方に必要な、卽ち監獄內に於て一番有ふれたものであります。此の外に精神病の徵候を御話しますれば限りなくありますが、尠くも以上御話したやうな徵候を知得し注意することであります。卽ちこれ等の徵候がありたれば其人は精神病ではなからうかといふ見出しを附けることが出來るのであります。併し前に申上げたやうに只一の症狀だけで病を診察することは出來ませぬ、卽ち單純に話が遲いとか、單純に面白がつて居るとか、單純に悲觀をする

とか、單純に疲勞をするとか、僞つて居るとかいふこと丈けを考へて、直ぐ狂人とすることは戒めねばなりませぬ。唯諸君にはさういふことがあればそれは病的ではないかといふ注意をして戴きたいに止まります。然る上醫師から果して病人であるや否やを定めて貰ふのです、而して若し診斷が定つたらば其手續を早くせねばなりませぬ。

五

凡そ監獄と精神病との關係に於てはまだなか〳〵申すことがあります。卽ち本統の精神病といふものは監獄內に於ては割合に少いやうであります、日本の統計と外國の統計を比較しますと、日本には餘程少いやうであります、日本でも或監獄には非常に少いし、或監獄には非常に多くあるとの差別もあり、是は單に犯罪者の中の精神病者を發見することの精疎に由つて起るのみでなく、又中には在監者の取扱方如何に依つても起るものである、又其時に依つて差異があるのであります、例へば獨房其他の關係に依つて異なる者でありませう、殊に外國に在監者の精神病が多く日本に少いのは、或は犯罪する時に精神病が多くあつて、それが無罪とせられずに監獄に收容されて居ることが外國の或國には多いのではないかとも考へられます。併し是等の點は今日詳しい御話をする機會でありませぬから茲には申し上げ兼ねますから略しまして、只日本に在監者で精神病者の數の少いのは或は其實モットあるかも知れませぬといふことに止めておきます。それ等のことは後日機會がありましたら精神病性犯罪者、犯罪性精神病の別、又それ等の者の取扱などと共に、更めて御話をすることとしまして、今

日は其問題には入りませぬ。唯本日は前に申し上げましたやうに監獄內に精神病者が多少あるから、其發見が司獄官に必要である事、又單に本統の精神病でなくして所謂中間者が一時的に精神病的狀況を起すといふことは非常に多いものであるといふこと、其は今までは別に注意されずに居つた爲めに看過されて居つたものであらうと思ひますなどを御話するのに止めておきます、從つて若し諸君から之に付き後日詳しく調べて頂いたならば、單に其數の非常に多いことを知らるゝのみならず、又どういふ人格を有つて居る中の者にどういふ病的徵候が起りやすいか、どういふ刺戟に依つてどういふ狀態を呈するかといふことを直接多くの經驗より集め是に於て眞にさういふ者の救濟も出來ませうし、又自殺の保護も出來ませうから、それの研究は學問上からも亦實際上からも必要なことであらうと思ひます、依つて其診斷の補助、發見の手引として本日諸君に精神病の徵候二三を御話し致しましたのであります。

本日は四時までといふ御約束で、今丁度四時でありますから是で御免を蒙ります、甚だ貴重な時間を御費させ申したことは慚愧に堪えませぬ。御清聽を得ましたことに付き陳謝をします。(完)

統計

○大正九年三月中入出監竝月末在監人員（△ハ減）

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	五〇、六四三	四、二四八	三、八〇八	五一、〇八三	五〇、六四三	五四、〇四八	四四〇	△二、九六五
刑事被告人	三、五三六	三、八九六	三、九八三	三、四四九	三、五三六	五、五六七	△八七	△二、一一八
勞役場留置者	一二九	二六三	二二六	一六六	一二九	三六四	三七	△一九八
乳兒	三七	六	一二	三一	三七	三〇	△六	一
總計 男	五二、三九三	八、〇三一	七、六四五	五二、七七九	五二、三九三	五七、七六九	三八六	△四、九九〇
總計 女	一、九五二	三八二	三八四	一、九五〇	一、九五二	二、二四〇	△二	△二九〇
總計 計	五四、三四五	八、四一三	八、〇二九	五四、七二九	五四、三四五	六〇、〇〇九	三八四	△五、二八〇

備考　內朝鮮人受刑者男一二〇人、刑事被告人男一二人、外國人受刑者男三八人女一人、刑事被告人男一七人アリ、

○大正九年三月末日在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男女計	合計 男女計
小菅	一、三二一	一、三二	一、三五三								一、三五三

	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男女計	合計 男女計
東京	一二〇	一八	三四	五四	一六	一六	一	一	二	七二	九六
豐多摩	一、〇四一	一	一、〇四一	一		一				一、〇四一	二、〇八二
巢鴨	二、三五八		二、三五八								二、三五八
橫濱	一、三七一	六六	一、四三七	九四	七	一〇一	一	一	二	六八	一、六四八
浦和	八四九	一	八五〇	二七	一	二八				八七	八七七
前橋	七五八	一	七五九	三五	一	三六				七二	七八一
千葉	八〇八	四)	八四八	三三	一	三四				八五六	八八四
水戶	七八一	一	七八二	六九	五	七四	二		二	八三	八八九
宇都宮	五六五	九五	六六〇	三一	一	三二	一	一	二	六八	七二四
長野	一、一三一	二五	一、一五六	七	二	九	一	一	二	一、一六五	一、三〇
甲府	七〇九	三)	七一二	三〇	一	三一	一		一	七四)	七八六
靜岡	八三五	一九	八五四	四五	二	四七	二	一	三	八九	八九三
名古屋	二、二二九	一八	二、二四七	一九五	七	二〇二	二	二	四	二、二一七	二、二五六
安濃津	七二一	六二	七八三	四六	三	四九	一	一	二	八二	八二四
勝所	五四五	一四	五五九	一〇	二	一二	一	一	二	一四	一四一
岐阜	八六三	一七	八八〇	四八	三	五一	一	一	二	九二	九三三
金澤	九三七	四五	九八二	九一	六	九七	一	一	二	一〇五一	一〇八二
新潟	六四七	四一	六八八	四一	一	四二	一	一	二	四三	四三
福島	六八五	一	六八六	五六	二	五八	一	一	二	六八	七四
宮城	九二三	一	九二四	五五	一	五六	一	一	二	九八三	九八八
盛岡	四四五	三	四四八	五)	一	六	一	一	二	四四	四五四
青森	五六五	一	五六六	四五	一	四六	一	一	二	五〇	五一六

| | | |

期	計	男	女	計	男	女
三月以下	九〇五	四二	四九、一七七	一、二七一	二三七	△三二四
無期	一	一	一	一	一	一
十五年以上	一	一	一	一	一	一
十五年未滿	一	一	一	一	一	一
十年以下	四	一	一	四	一	一
五年以下	一	一	一	四	一	一
三年以下	二	一	一	二	一	一
二年以下	一	一	一	一	一	一
一年以下	三	一	一	三	一	一
六月以下	八	一	一	八	一	一
三月以下	一八	一	一	一八	一	一
計	三七	一	一	三八	一	一
拘留刑	五八	三一	四九、二七二	八九	一四二	四四〇
合計	一、一九七	一、八一一	一、九七七二	一、〇八三	五四、〇四八	六六九
初犯	一、一九七	一、八一一	一、九七七二	一、〇八三	五四、〇四八	六六九
累犯	二九、四〇五	五八二	二九、四〇五	二〇、九六九	二四、一〇九	△三、一四〇
計	四九、一七七	一、七七九	四九、一七七	二一、六三八	△	二四九
十八歲未滿	一、五〇三	一〇三	一、五〇三	二、八八二	一、一〇五	△二、八九一
二十歲未滿	二、三五七	一一二	二、三五七	五、〇九五	四三六	四三六
二十歲以上	四五、四一二	一、五九六	四五、四一二	一六、〇五二	△	△二、八九一
計	四九、二七二	一、八一一	四九、二七二	一九、七七二	二三七	△三二四

罪名	計	男	女	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 增減	前年比較
竊盜	二六、七八一	七九九	二七、五八〇	二七、五一三	二八、五六六	△六七	九八六
強盜	二、二八四	一八	二、三〇二	二、二九三	二、三三八	△九	△三六
賭博及ヒ富籤	二、三五一	四三	二、三九四	二、一五八	三、三六四	△九	△九七〇
詐欺及ヒ恐喝	五、三六五	一二四	五、四八九	五、四六四	五、八五九	△二五	△三七〇
橫領	二、二六八	三二	二、三〇〇	二、二九〇	二、五四二	△一〇	△二四二
贓物ニ關ス	六三三	三一	六六七	六六三	九二三	△一四	△二四六
毀棄及ヒ隱匿	三一	一	四四	三五	四六	△四	△一五
通貨僞造	一二二	一二七	一二三	一二三	一六〇	△四	△三三
文書、有價證券僞造	一、一一三	五	一、一二八	一、〇九三	一、一七五	△三五	△四七
印章僞造	三〇	一五	三〇	二七	四一	△一一	△一一
僞證及ヒ誣告	六六	二	六八	六七	七三	△一一	△五
瀆職	五二	一	五二	五七	六七	△八	△一五
强姦及ヒ重婚	四三九	九	四四八	四四八	四四四	△四	△四
傷害	一、九〇六	二六	一、九三二	一、九二七	一、九七四四	△五	△一
殺人	二、四七〇	二〇二	二、六七二	二、六五六	二、五〇九	△一六	△一八
嬰兒殺	三六	一一八	一五四	一五三	一八〇	△一	△二六
逮捕及ヒ監禁	一二	一	一二	一二	一九	△一	△七

○大正九年三月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

| | | |

ではあるまいか、折角作業收入も增加しきつゝある際に、今日の如き不況に際會し徒に痛心に堪へざる場合とは相成つたことであるが、幸に當局者の手腕もあることなれば、願くば今日迄の地歩を失脚せないことにしたいものである、之につけても今後は追々官司業に由るの方針を樹てねばならぬことであらう。

▲看守　休養法は何れにても苦心の存する所であらうが、是は何れの時か何れの方法かにて解決せねばならぬ問題である、且つ是は四圍の事情からも餘儀なくせざるゝに至るべき運命にあるものと謂つてよからう、既に成算あるや否や局に當る者は熱心實意に考究を怠るべからざる問題であるまいか、既に京都にては之がために日曜全休業を月二回決行するとか、又た大阪は日曜二回を全休業に二回を全就業にせりとか、果して然りとせば其斷行を稱せねばならぬ、但だ之が爲めに收入に影響する所幾何であらうか、之に辟易して何れも斷行しきらざるが、今日各地に於ける實況であるまいか、だが是は單に收入減少を顧慮してかかるべく、餘りに大なる問題ではあるまいかとも思はれる、兎に角目下の考究問題は是れであられねばならぬ（甲突生）

寄書

○受刑者の見たる英國監獄（二）

丁英生

監獄生活の特徴と云へば一から十まで人間の人格に對する意識や、選擇力や、創造力や、所有の衝動をば破壞し、又人は同胞を愛し之が爲に奉仕すべきものであるとの觀念を破壞するやう中々巧みに仕組まれてある。先づ其本名は消へてなくなり、たゞ一の番號となつてしまふ。予は先の刑に甲、三番貳壹號、後刑には丁、貳番六五號と附けられた。もし場所を移動さゝれる都度誰もかれも器械同樣の特別な方法で念入りに勘定せられる、「十五人異狀なし」、「三十八人異狀なし」てな報告が看守によりて日に何回となく繰返へされる。無論絕へず鎖鑰のある房内に屏居さゝれ、時々偵察を加へる外は、全然捨てゝ顧みられない、房外

に出たらばまた、命令に依らないで一支一筋たりとも身體を勝手に動かしてはならぬ。かくて日毎に週毎に、いつまでも一定不變の單調の下に置かれ、何等興味を牽くものが全然缺乏するから、自然些細な出來事——例へば一週一回の入浴、靴下手拭の取替へ、日々の食事、運動場の周圍など——苟くも生活の倦怠を破ぶるものならば全精神が之に集注する、一房内に備付けられた僅かばかりの什器は他房と少しの異りがないやうに整頓配列して毎日檢査を受けねばならぬ。夜間に於ては實は此規則が適用されないから、寢臺を部屋のセメント床のどつちに据えやうかと考へることが中々の樂みとなる。

私有財産の觀念を奪ひ、事物に對する自己表現と選擇との意識を奪ひ去つて何の精神的價値があらう。予が絕對的に所有物なりと云ひ得る品物は、唯だ眼鏡と、妻の手紙と、四個の小形寫眞とクエーカー徒に許される新約全書と讃美歌集の二冊の書物ばかりである。此他の一切の品は貸與されたので、洗濯か修繕を要する爲め、又は他房へ轉換する爲め引上げらるゝまでの短時日、監房名を明記して差入れ置かるゝのである（原註、下着の洗濯が不十分で、しかも混淆することは衞生上注意を要する大缺點である）

しかのみならず修道院の如く個性を抑壓することは有害であるが、猶其れよりも有害と認めらるるは、他の同胞に奉仕し、親切を盡し會ひ、思想の交換をなし、挨拶を取かはすの機會を剝奪することである。監房内の風景畫にも見立つべき印刷した大きなカードが壁に揭げられてあるが、之に載つてあるには

規則第一條、在監人は沈默を保つべし

同　第二條、在監人は相互に交談をなし、若くは交談せんとするを許さず

此末尾の方には現獄則の基本ともなるべき二個條が揭げられてある。其要旨を摘錄すれば、在監

人は「許可なくして其監房を離れ、又指定したる座席を變更すべからず」、又在監人は「許可なくして如何なる物品をも他と受授することを得ず」と。沈默を強制するが爲めに著しく精神的傷害を與ふることは姑く措いて問はないとしても、此種の規定が如何に健全で正當なる社交的活動を阻止するかは論せずして明かである。在監人間の通牒と黨徒とを防遏し、相互に墮落せしむることを杜絶しやうとの目論見が、終に禮節、友誼、又は親切なる行爲を不可能ならしむるか、或は寧ろ罪惡視する結果に達する。

此種の規定の恐ろしき悖理なことを說明する爲め、予が實見したる一例を擧げて見やう。千九百十七年の四月以後、監獄給與の食物が著しく粗惡になり、多數の者が目に見えて營養不良に陷り、いづれも飢餓の如何なるものであるかを斷へず實驗さゝれた。其れで乾からびた麭麵の外皮でも非常に尊ほとき思ひをする。予の一友人が、自分より以上に空腹だらうと察せられた或在監人へ麵麭の一片を渡さうとしたのを看守に見附けられ、前記規則の最後の箇條に違反したといふので典獄へ報告せられた。此犯則の爲め友人は總ての特典を停止され、刑期が一日か二日延長し、三日間獨房に拘禁せられ、麵麭と水だけ給せられ房内の動くものとてはバイブルと腰掛けだけを殘し全部取り上げられた。貫ふた方も之と同じ懲罰に處せられた。監獄外ならば人情の最もやさしい美しい、行爲であるのに、此所では犯罪として取扱はれ、最も野蠻な懲罰を以て酬ひられねばならぬといふ樣な制度は大に考へて見なければならぬ。

此の如く社交を禁じ、人間の缺乏も、情苦も、要求も卻けて顧みない結果は人をして極めて烈しき利己的の習慣を昂進させる。予が利他的衝動を滿足させる唯一の方法は、他人の爲めに禱ることであつた。「禱り」は善い方法でありながら通常の在監人の大多數は之に發達するやうに敎へられて

居らぬ。尤も實行の目當てもなく、只だ「禱り」だけに止まるは非常に不十分の感がする。

之と同時に、無慈悲な輕蔑を以て取扱はれるのにはつらい、虐げらるゝ感情が起つて、之を我慢するには餘程の骨折りが要る。實際の蠻行は姑く擱くも、粗暴なる言語を發せらるゝ時は奈落に沈む心持ちがする。予は或、日曜日今に覺えて居るが非常に霧が深くて、小さい窓から射す光線では迚ても讀書することも能きない、朝の敎誨もなかつたから冷めたい房内を哀しき物思ひに沈みながら迂路つき回はるより外なかつた。夕方に敎誨堂に禮拜し謝恩讃美歌を合唱しながら、他囚の顏付を知りて置きたいから、眺め回はして居ると、看守が劇しい聲で「貳番六五號まつすぐに向いて居れ」と怒鳴られたので、情けなくて自制を失ひ、むかつ腹で居る處へ、房に歸りて燈火が點かないので、或親しき看守に對して不平を陳べると「そんなものが要るかい、今日は仕事をするではなし」と劍突を喰はされた。丁度死むだやうな單調が偶ま破れるかと思へば、そんな叱言であるとすると悲しい心持を抑へやうとして抑へきれなくて困まるのである。

實は、上に敘べた狀況を緩和する一二の特色のあることを書き落してはならぬ。三十人か四十人の中から一人仕合せな男が、掃除夫に選定せられ、受持區域を動き回はる自由を有し、在監者の種々なる些事を達してやる、例せば汚水を捨てたり、呑湯を注ぎ、看守の補助となりて食物の配當をする等に携はる。其中に一人どうも唯物論者のやうに見える男があつた。彼の人生觀は「自分で正直にさへすれば良い」といふのであつて、彼の語る處では「正直にする」といふ意味は、縱令自分で大層腹が空いて配當する麵麭の大きな方を隱して喰ひたいと心に思つても、他囚がそれでは迷惑すると考へなほして、そんなことを爲ないといふのである。此外に僅か、ほんの僅かの者があつ

て、他人に好意を拂ふ機會を有つ仕事に就いて居る。

猶ほまた、上に叙した、選擇の力、所有の感を缺如するといふ言に對して二三の例外がある。第一は毎週取替はる圖書について若干選擇することを許される。次は石盤が許されて、勝手に書いたり、消したりすることに由りて所有觀念の幾部を滿足さることになる（尤も筆なり鉛筆を使用することに比しては不十分であるが）。それから、最大の價値ある事は、月に一回外部からの接見、同しく月に一回の信書の發受である、これは入監後三月を經て、或る制限の下に許可されるのである。監房内の最も立派な裝飾品は書籍の一積みである、家族及友人の寫眞である、之は四枚まで差入が許される、宅からの信書である、之については監獄委員が分りもしない僻に小やましい制限を加へてる。此等の例外があつたとて、ほんの僅な、しかし感心な緩和法に過ぎないで、監獄制度の大勢には觸れて居ない。在監人の大多數はマットの製作、行嚢の縫ひ方などに器械の如く斷へず働き、かの掃除夫や、圖書館補助夫のやうな自由に動く機會は毫も與へてない、且通常の在監人の大部分は感情的の小説や雜誌位の外は書籍を渇望する風習を有たず、又月々の信書や接見に依りて感化を與へる源泉となる家庭を有たないぢやないかと氣遣つてる。

○將來の監獄　（四）

秋田　渡邊圓流

七、新獄制と感化院制の同異

新監獄は斯くして、ずつと以前、エルマイアーの感化院に於て、ブロックウエイ氏によつて、實行されたる其制度を利用するのであらう。即ち最下級に屬する、手におへぬ者も、最上級に屬する、信賴し得るものも、其間に何等區別することなくして、一樣に中立地帶に入れ、各新入者に、彼等獨特の人格により、或は上り、或は下るの機會を與ふるのである。

然しながら、エルマイアーの感化院制度と、將來の監獄のそれとの大なる差異は次の事である即ちその四人の區分は、動もすれば、謬りに陷り易き、監獄當局者によつて、勝手に決せらるゝことなく、各人の同輩、即ち四人仲間によつて決せらるべきである。

監獄に送られたるものが、恰も規約を守ることの出來ない爲に、社會から排斥せらるゝが如く、若し「彼は規約に從つて振舞はず」と同僚によつて判定せらるゝ時は、彼は構外監から中級監へと驅逐せらるゝのである。斯くの如くして同樣に中級監から構内監へと送らるゝかも知れぬ。

斯かる區分法は從來のやり方の專斷的にして、且つ不充分なる區分法に反し、自然にして、且つ其結果に於て安全なるものである

註曰、現今の行刑制度は其形式外形に於ては、秩序整然として甚だ見るべきものあるに比し。彼等在監者が、隱密の間に彼等同志の意思交換、遊戲等偶々彼等の罪惡をして增大ならしめんとするものあるは否むべからず。「親察と懲罰」は之を矯正すべき唯一の方法となつてゐるが、然し彼等には幾多の僥倖といふものを有してゐて、如何なる炯眼者の眼界に寫らぬ或るものを把握して、唯知れるものは彼等のあるのみ。之を適當に、或る程度迄防禦せんとする方法制度の研究と案出とは、蓋し將來の監獄事業に與へられたる一問題であるといふことは牢記して可なりと謂ふべし

八、新獄制と拘禁法

若し四人にして、個人々々の責任感念失せ行きて——畢竟ずるくなつてお互に惡しき咎め立てをせぬやふになる——構外監がその形體增大して、取扱上困難を感ずるに至らば、吾人は、そ

れを唯一個所として擴ろげる時は、却つて社會上の能率の爲め不經濟であると認むる故に、其構外監を擴張することを爲さずして、別に新らしく一個所を設立するのである、卽ち獨立せる生活と、其れ自身の監督者と事務官とを有する家屋の群を設立するのである、斯くして、その生長たるや、堪え間なき管理上の困難を示すことなくして、興味と望ましき問題を提擧するであらう

註曰、在監者に限らず、多人數の集團になると、その個人は反つて良心的責任感念が稀薄になり易いものである。況して自治共助の念に乏しい、彼等在監者は、その多く一場所に集むれば集むる程責任感が薄くなるのである。然しこの自治共助といふが如き責任感念を養ふといふことは最も行刑上の要點とならなければならぬ、何となれば現代の社會、否將來は必ずや相互扶助といふ社會奉仕と呼ばるゝに至るであらうから。故に工場と云へ、監房と云へ、自治共助の責任感を養成するの訓練を與ふるの道場としたいものである。それにしては現在の大工場に多人數を、然かも喧噪裡に雜然と就業せしむるといふが、現今一般の狀態であるが、之も將來の監獄に期待さるゝ改善の一つであらう。

雜纂

○予は看守諸君ご語る(三六)

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、

上官に眼が無いとは、往々にして下僚間に起る不平の聲也、若し夫れ平々凡々何等の取柄なく、而かも狡猾佞黠只だ巧みに上官に取入る者のみ、常に寵愛重用せらるゝの實況ありとせば、眞面目

に職務を執り、忠實に業務を勵む者は、爰に不平なきを得ざるは勿論也、物平を得ざれば必ず鳴る、是れ自然の理にして、寧ろ鳴らざるを不條理と爲すが故に、若し一方に望みを得て他に之を得ざる者あらば、從つて不平の聲の起る素より其所也と云はざるべからず、況んや勤勉にして有能の士は閑却せられ、却て狡猾なる無能の徒が時を得顏に跋扈跳梁するが如き、不自然の光景あるに於てをや。

此頃世間の勤め人一般が著しく職務怠慢に傾き、俗に所謂「サボル」は職務當然のその如く思惟し殆んど誰れ一人之を怪まざるのみならず、却て忠實に働くを馬鹿者視するに至りたるは、世道人心の爲め識者の最も長歎大息する所に非ずや、此の如くにして推移せんには我が國の前途も思ひ遣られて、甚だ樂觀し易からざるものなくんば非ず、されば今にして策の施すべきは何れにあらんか、蓋し一二にして足らざるべしと雖ども、先づ其由て來る所の原因を尋ぬれば、眞賞必罰の道立たず、能を擧げ賢を用ゆるの法も行はれず、適材適所勞逸亦た必ず酬ひられるに非ず、是を以て夫れ相當の報賞に與からんとて、人皆な各々相勵むも更に何の効なきを見て、其馬鹿々々しさに堪へず遂に今日の隋風を餘義なくせしむるに至りたるは、尠くも其重もなる理由の一なるべし、故に監督指導の任にある者、宜く先づ眞實に人を鑑別し得る活眼を具へざるべからず、然り而して苟くも自己の都合勝手を以て猥りに威福を行はず、公平無私に論功行賞し、且つ任賢使能の度量を用ひば、今日と雖ども人氣引立ち各々相勵むに至らんと決して疑ふべきに非ざる也、然るに事茲に出でず依姑最負は無遠慮に行はれ、官職は恰かも私思私福を賣る商品の如く取扱はれ、更に其實況を謂へば技能ある者必ずしも用ひられず、勞功ある者又必ずしも認められず、勞するも勞せざるも、能あるも能なきも、其得る所報ひられる所に何等の差別なく、結

局唯だ眞面目に骨折る者馬鹿を見て、而して横着にして骨折らざる者、却て得すると云ふ不都合千萬なる有様なれば、勢ひ「サボル」と云ふ一般の風習を爲すは、寔に當然の事と云はざるを得ず、之れ豈に無理ならぬ成行と謂はざるべけんや。

斯の如き實狀より見るも、官に上位にある者所謂眼なくしては、到底其職務を完全に果たし能はざるは云ふ迄もなし、予輩は上官に此眼なくんばあるべからざる一事を要求するに於て、其熱情は決して我が親愛なる看守諸君に劣らざるを確言す否諸君と共に極力其非を鳴らして今日の弊風より救はれんとを望んで止まざる者也、斯くて我が行刑事務をして愈々適實に且つ有效に進捗せしめて神聖なる獄事上の權威を更により高く、保持せんと欲するは、是れ又た諸君と共に毫も徑庭なきを信ず、されど之と同時に予輩が緊切事として尚ほ切望に堪へざる所のものは、即ち諸君が動もすれば世俗的慾望に囚はれ、兎角に眼前の損得勘定のみを事とし徒らに上官のお目鑑に留るを是れ望むが如き、而して斯世の榮譽利達のみを人間至上の光榮とせずして、其以外更に天爵天恩の貴きものあるを忘れざること是れ也、予輩敢て俗外の仙骨漢たれと云ふに非ず、唯だ努力奮勵其能と才とを、上官に認められざるも可、認められるも可又た多く勞して多く酬られるも可、酬ひられざるも可、何れにしても其可なるに於て別に深く拘はる所なし、我は我が使命を果たすに、唯だ最善を盡すのみ、斯くして只だ何事も天の時を待たんのみ、何ぞ必ずしも斯世の毀譽褒貶と榮枯盛衰に相關せんやと、從容として自若悠々として自適、高く思ひを天に着け其命を樂むの心、是れぞ即ち諸君の心ならざるべからず、予輩衷心の望み全く茲に在つて存する也。

人は神明に非す、故に如何に官は高かしと雖ども、素と之れ同根の人、決して別種の人に非ず、何んぞ完全を期せんや、我に感情あれば彼亦た

感情あり、共に情に動き利に迷はさるゝの弱點あるは、共に怪むべきに非ざる也、故に時に愛憎偏頗に陷るなきを得ざるは、亦た寔に止むなき事と云はざるべからず、吾人は宜しく此にも忍耐と寛恕の德を以て、大に雅量を示すの必要あるを見る、然れども此事たるや素より難事也、難事也といへども、若し果して己が職分を竭し、而かもよく忍耐寛恕の德を以て雅量を示し得ば、何れの日か天の時を得て、蒔きたる種子が萌へ出づる如く、何物か我が身の上に芽榮へ來るとなしとせんや、吾人は安んじて倍々奮勵努力し、決して餘念あるべからざる也、即ち最後の勝利は隱忍克く耐へ、其精根を竭して天の時を待つ者の手に歸するは、吾人の斷言を須たずして明かなる所、若し夫れ未だ時を得ざるの士あらば、乞ふ暫く予輩の言に耳を貸せよ。

○藥籠（一五）

大阪　苅屋老龜

△十二峰

三州甲山寺の藤洞法印は俳諧に名高い人である假山に十二峰を築きて樂んで居つた、或人、十二の山をいれて七絕を作り十の山をいれて戲歌をよみたまへといへば。

山下假山堪樂山　山山木石勝眞山
山華山月山亭好　山主醉山笑滿山
山に山つく山々の山々は
　世の山々にまさる山々、

△豆腐の贊

それ豆腐は其形四角四面にして威儀正く、生れつき和かにして貴賤の交にきらはれず、其身は精進潔齋なれども和光同塵の花鰹に交り、諸社の神前にては田樂を奏し神意をすため奉り、まづ春は櫻どうふに紙園林の花をいさませ、二軒茶屋にかんばしき匂ひをこめ、曙の臘豆腐に奇人の心を諫

め、妻戀の雉子燒に珍客の舌皷にほう〳〵をうたせ、雪月花に心をよする詩歌連俳の席に與を催し、其上六彌太といへる武士も岡部と名乘り風味にやはらぎ、寒夜には温飩豆腐瓢箪酒に一座を動かし、唐土にては曹子建まめからを焚き豆を煮る間に四句の詩をつくらせ兄弟の不和を直し、朝夕貴家高僧の列に連り經文讀誦の聲を布目の耳に聽聞し、身を油になして齋非時の馳走を催し、南禪寺に參ては禪學をなし葛たまりの衣を着し旅人を敎化し佛緣に引導して豆腐のいたらぬ所なし、嗚呼哀哉、世くだり時移り、かゝる重寶の智識を還俗させて奴豆腐とは、さて〳〵無氣なる浮世かな、

世の中は豆で四角で柔かで
又老弱に憎まれもせず（隱元禪師賛）

△地球に住し得る人數

地球の人類の住居し得る面積は、耕地二千八百萬平方哩、草原千四百萬平方哩、沙漠百萬平方哩耕地一平方哩に二百〇七人、草原に十人、沙漠に一人の割合にて住する事は出來るので、生存をし得る總人口は六十億、現今の人口の約四倍で、現今の割合で人口が增加すれば二千七十二年にして生存し得る極度の數に達す、

△汽車の非常汽笛の時の心得

一、木の鎧戸を締めること、
二、位置は車の中央がよい、
三、棚の荷を下して置くこと、
四、可成觸激を堪ふる工夫をすること、

△煩惱の木魚

大派の嗣講賢藏師常に佛恩を喜び靜に念佛しつゝあつた、然るに師の隣に淨土宗の寺があつて、その和尚亦專修念佛の篤行者であつた、一日彼和尚、賢藏師を訪ひ、卒然問ふて云ふには、我宗には木魚あり、仍て念佛退轉なきを得、貴宗には木魚なし、云何と問はれたれば、賢藏師曰く、我宗何ぞ木魚なからんや、我に八萬四千の煩惱あり、此我大木魚である、此木魚は無始以來種々の境界の緣によりて常に百雷千雷の如き響を以て鳴り渡るのである、此木魚は間斷なく鳴るが故に念佛は亦退轉するを得ないのである、貴宗の木魚は時に間斷あり、又唯本堂にあるのみなれども我木魚は常に隨從し我行く處なき所はない故に、我は行住座臥時所諸緣を嫌はず念佛の行自然に成する所以であると答へられた、

△非命の箭、命分の箭

中江藤樹、一日某氏と兵を談じた、某氏世に防箭の法あることをいふ、藤樹卽ち云く

余亦有二防箭法一、只在二其直進無一レ避而已、夫中二其身一是命分之箭、千萬中唯是一枝耳、若有二避之心一、則非命之箭亦中者也云々

と余謂らく、雜行雜修の自力行人は常に非命の箭に苦むものである、他力の行人は如來の命分を樂むが故に、常に現前の境に感謝して嘗て之をさくるの思念がない、故に能く無明非命の箭をさくることを得る、

△泰然自若

昔、田子方といふ人が、貧賤は何處の國に往ても得ることが出來る、貧賤を取りそこなふ氣遣は決してないから、自己の運命を貧賤に定めて居る身は、人に對して諂ふ必要はないといふて、泰然自若として高貴の人にも恐れなかつたといふ事である、確然不動の地位に自己の運命を定めた人は、それほど強味を持つて居る譯である、

△井伊大老の一回流

大老の精神修養は中々一朝一夕の事でなく宗教の上にも堅い信念のあつた人であるが又茶道では一派の宗匠開祖であつたとの事である、大老の考では茶を立てゝ人を請ずるといふ事は人生の大事である、一杯の茶にも人生の眞味を味ふべきである、それ故茶を立てる時には其の度毎に、此が一生に一回の大事であるといふ覺悟を持たなければならぬ、客の辭し去つた後には、さてこの大事を終つた、無常迅速何時自分の命が亡くなるか知り

難い、尙一回自分獨りで茶を樂まう、とかう覺悟するが茶道の極意である、大老はこの樣な考からその茶道を一回流と名けられたといふ事である、さすれば大老が萬難を排して開國の大事を決行した精神は、四疊半裡の修養に得たものと云つて差支はない、茶一つでも決して今日の所謂茶人の物數寄としてすてゝおくべきものでない、この平凡で簡單な娯樂の中にも吾々が如何なる修養をもなし得るではないか（姉崎博士—平凡の教訓）

△名匠の工夫—精神を得よ

故菊五郎が甞て皿屋敷を演ずるとき、お菊となり、やがて皿を一枚二枚と九枚まで數へた、側に見て居た小團次がにがき顏して、まづいと云つた、そこで菊五郎は再び數へ直したが、亦もや小團次は不興氣に、まづいといつたさうである、菊五郎は、然らば、とやゝ語氣を荒らゝげていふと、彼は慥にいつた、一體お菊は、皿は十枚あるものと信じ居りしに、數へて見れば九枚しかない、そこで大に驚いたのである、お前は始めより九枚しかないものと信じて數へるから、數へ方に少しも力がない、これが俺がまづいと云つた所以であるとの話であるが、是等は眞に名匠の工夫の最も大切な呼吸であらう

△信義ある鐙師

御存知なくば師匠のため弟子の志として手短かに御話し申す、師匠美作大椽は平家恩顧の鐙師でムつた、中にも殊更越前三位（平通盛）には一方ならぬ知遇を蒙つて天晴命か鐙かといふ程の具足を三位のために造つて呉れとの忝い御意を得た、畏まつたと一身を打ち込んだ、六年掛つて拵へ上げた、三位殿お笑ひあつて「見た丈では堅固な出來か出來でないかは十分には分らぬが必ず堅固なと受合ふか」との仰せ「命にかけて受合ひ申す此鐙着て殿樣が敵に御打たれ遊ばしたが最後大椽も切腹致す」と是で三位殿安心遊ばされた、一の谷落城となる、三位殿は木村源三と浪打際で引

組まれた、恰も其所へ殿さまの御弟君五郎義清殿も御出になつた、三位殿慌てる、源三が運好くも左脇腹から突き入れた切尖が無殘や三位殿の身に透つた結句は三位殿の御落命ぢや、今の始末師匠大椽が傳聞いた、潛然と泣き申した、明くる朝起きて出ぬ、家中を搜して見れば持佛堂の中に入つて何さま切腹して居つた、（小說「二郎經高」—美妙作中鐙師兵庫經高への物語）

△東京腦病院長後藤省吾氏の意見に依る日常時間割

A、大體の時間割

七時間睡眠　六時間運動、休息、食事

十一時間學問又は事務又は職業

B、詳細なる時間割

午前六時　起床、盥嗽、冷水摩擦、運動、

同　七時半　朝食、

同　八時——正午　自己の職業に從事す

十二時より一時間　晝食、休憩

午後一時半——五時　再ひ職業に從事す

同　六時半　晩食

同　七時——十時半　讀書、其他自適の動作

同　十一時　就床

附記　接客訪問の時間は運動の時間中に繰合して辨ずへし、日曜日には遠足船遊等を試むべし、

彙報

○十勝監獄廳舍燒失　四月十四日午後八時頃同監事務宿直室煖爐煙筒より失火し瞬く間に廳舍全部及重要書類を燒燼するに至りたるも監房及官舍の燒失を免れたるは不幸中の幸と云ふべし今其顚末を報ぜんに恰も同日午後七時半頃小使某は宿直室煖爐焚付の際過つて煙筒を破損せしめしも氣付かずして退去したるに火勢旺んとなるにつれ

該破損箇所より炎を噴出し天井板を燒拔き天井裏一面に燃擴がりたるものらしく同刻宿直看守長は構內を一巡し異常なきを認め戒護部に引上げ居たるに午後八時廿分頃異樣の音響を耳にし直に看守休憩所を窺ふに異常なきを以て戒護部より玄關に通ずる廊下に出でたるに雇宿直室に方りて音響あるに依り室內を檢するに煙筒の天井に燒穴二個ありて火粉落下するを認め此處に始めて失火を覺知したり一方同宿直室に在りし雇某は八時十分頃所定の廳舍及倉庫周圍の見廻りに出で其の途中に於て八時廿五分頃廳舍上に黑煙の立騰るを認め驚きて宿直室に馳歸りたるも敍上の始末にて既に火は廳舍天井一面に燃る擴がり居り如何ともすべからず當直看守長は休憩中の看守六名を率ひて消火に盡力せしも力及ばず非常召集の喇叭に依り職員の非常召集を行ひ一面在監人卅一名を出して唧筒を引出さしめ嚴重戒護の下に消防に從事せしめたり、當時不幸にも同監本島典獄死去し未だ後任典獄の就任なかりし際とて典獄代理武田看守長は一面に燃擴がりたるものらしく同刻宿直看守長は構內を一巡し異常なきを認め戒護部に引上げ居たるに午後八時廿分頃異樣の音響を耳にし直に看守休憩所を窺ふに異常なきを以て戒護部より玄關に通ずる廊下に出でたるに雇宿直室に方りて音響あるに依り室內を檢するに煙筒の天井に燒穴二個ありて火粉落下するを認め此處に始めて失火を覺知したり一方同宿直室に在りし雇某は八時十分頃所定の廳舍及倉庫周圍の見廻りに出で其の途中に於て八時廿五分頃廳舍上に黑煙の立騰るを認め驚きて宿直室に馳歸りたるも敍上の始末にて既に火は廳舍天井一面に燃る擴がり居り如何ともすべからず當直看守長は休憩中の看守六名を率ひて消火に盡力せしも力及ばず非常召集の喇叭に依り職員の非常召集を行ひ一面在監人卅一名を出して唧筒を引出さしめ嚴重戒護の下に消防に從事せしめたり、當時不幸にも同監本島典獄死去し未だ後任典獄の就任なかりし際とて典獄代理武田看守長は

即刻駈付け到底廳舍の燒失免かるべからざるを見るや此上は監房其他の建物への延燒を防ぐの外なしと認め全員に命じ該方面の防火に盡力中帶廣警察署長は自ら同町消防夫を指揮して急援し在監人消防手と相對して位置し防火に努めし結果辛ふじて廳舍のみの燒失に止まりたるも同廳舍內の重要書類の大半烏有に歸せしは遺憾の極みと云ふべし。因に善後の所置に就ては札幌監獄典獄立石重司氏出張し同氏の指揮監督の下に萬遺漏なきを期したる由、

○受刑者逃走逮捕　神戶監獄洲本出張所拘禁受刑者窃盜恐喝詐欺傷害被告下原太市（五三）は前刑無期懲役を網走監獄に於て、服役中大正六年假出獄を許されしにも拘らず、今回の犯罪に依り去る三月十八日片淵分監に拘禁せられたるものなるが、四月二十一日長崎地方裁判所の呼出に應じ他の被告六名と共に出廷し留置場に收容中同人は戒護看守に對し、上厠を願出で許されて留置場附屬の便所に入り、間もなく出で來りたれば、再び留置場に收容せんとせし刹那突然留置場出入口より裁判所前へ逃走せり、戒護看守は急を叫びつゝ直に追跡し監獄取者其他と共に裁判所を距る八町の路上にて逮捕するを得たり。逃走の動機に付取調ぶるに本人は內緣の妻某に面會したき一念なりと陳述するも案ずるに今回の犯罪に依り、前刑たる無期懲役刑の假出獄が近く取消さるゝの運命にあり、寸隙の機會を捕へて逃走すべく、專念中偶々留置場出入口の扉の開放せられありしに乘じたるものならん。

○受刑者傷害　網走監獄在監受刑者強盜殺人無期懲役鴨須賀信雄（三六）は指物工兼雜役として出業中四月八日午前九時過一受刑者が戒護看守に何事か出願しつゝある隙を窺ひ鉞を携へ

時同人が附近の森林中に潛伏せしも空腹に堪え兼ね村落に出で某民家に忍入りたる所を看守巡査協力して取押へたり。

▲沖繩監獄平良出張所にても、監房狹隘の爲め在監人の內比較的長刑期の者五名を本監へ押送すべく四月十四日、宮古島漲水港より汽船に乘込ましめ看守二名戒護の下に航海中、同船が同港を距る、十一浬池間島の沖約一浬の洋上に差かゝれる際恰も午後五時過夕食の爲手錠を取外せし刹那、右の內一名窃盜懲役六月新垣加根（二二）は看守の隙を窺ひ上甲板に逃走し右舷より獄衣の儘海中に飛び込めり戒護看守は直に上甲板に出で、船長に交渉し停船して同人の動靜を視察せしに既に獄衣を脫して裸體となり、拔手を切つて池間島に向つて泳ぎつゝあるを認めたれば、直に航路を變じ之を追跡せしも同島附近は暗礁多くして、島岸に近くを得ず依つてボートを下さしめたるも、風浪高く該短艇は本船に打付けられて破損したれば、更に一艘を下して追跡努めたるも遂に綜跡を失したれば、止むなく本船に引揚げ本船が那覇港に着するや直に本監に報告したれば本監に於ては、平良出張所及宮古島警察署に急報して捜査方を依頼し置き本監よりは、職員を派して追跡に努めたる結果同人が池間島に上陸して親戚を賴り、一泊の上衣類を貸與せられ翌十五日刳舟にて宮古島に上陸し本籍地なる、實家に潛伏せるを突止め難なく取押へたり。

○被告人逃走逮捕　鹿兒島監獄拘禁文書僞造詐欺逃走被告濱崎庄造（二四）は四月九日鹿兒島地方裁判所の呼出ありたれば

自席より、約五間を隔つる箇所に於て餘念なく車材鋸挽に從事せる強盜殺人無期懲役大崎德三郎の背後より、該鉞を揮つて頭部に斬付けたり、之を目撃せる擔當看守は直に駈付け大聲叱咤して之を制止したるも逆上せる同人は聞入れざればこそ、更に第二撃を加へし刹那看守は加害者に組付き、兇器を奪取し他看守の應援を得て被害者を病監に收容し應急手當を加へたるも何分重傷にて、生命覺束なき狀態にありと。原因として認むべきものなきも加害者は性來邪推深き者にて、前日被害者が擔當看守に向ひ自己の轉業を願出でたるを、こは自分を他工場へ轉業せしめんとの願意ならんと邪推し憤怒の極此擧に出でしものならん。

○被告人縊死　名古屋監獄拘禁窃盜被告杉浦きん（五三）は四月五日午後七時頃同監へ收監されしが、同日午後十一時三十五分頃擔當女監取締が視察の際は異常を認めざりしが、次で同五十五分頃巡回の際同人が監房備付の上水桶を踏臺とし、貸與の腰紐を蒲團棚に掛けて垂下縊首せるを發見し直に斯くと當直看守長に急報したれば、看守長は監獄醫と共に現場に駈付け人工呼吸を施し極力應急處置を執りたるも遂に、翌六日午前零時五十分頃死亡せり。

▲浦和監獄拘禁放火被告高橋德藏（三四）は四月十六日午前十時頃居房に於て、備付の雜巾掛用麻細紐を取外し之に自己の手拭を水に浸したるものを結び付け居房裏窓の鐵棒に掛け手拭を頭に巻付け足を前方に投ぢして、縊首せるを同十時五分頃巡警看守に於て發見し急を戒護部に報じ看守長監獄醫等と共に、應急手當を施せるも甲狀軟骨の挫折を來し居たる爲蘇生せず。原因を察するに同人は入監以來屢々親戚に發信して、面會及金を求めしも更に應ずるものなきに加へて內緣の妻より、此程離別を求め來りたるに悲觀せるものならん。

▲横濱監獄拘禁僞證被告石渡仁左衞門（七〇）は四月二十五日午前五時五十分頃其居房に於て、自己所有の琥珀夏帶を撚りて手拭と連結し居房鐵窓格子ボートに懸け其一端を首に巻付け、雜巾桶を踏臺として縊死せるを同五十七分に至り、巡警看守發見し監獄醫其他と共に應急の手當を加へたるも、其效なく六時廿分遂に死亡せり。原因は四月六日第一審に於て懲役三月の判決を受け控訴中なりしが、豫て出願中の保釋許可を期待し居たりしも縊死の前日たる廿四日保釋不許の決定送達に接し、失望落膽の餘に出でしものならん。

○受刑者縊死　山口監獄岩國分監在監受刑者殺人懲役七年鹽津安吉（一九）は晝夜獨居監に拘禁中の者なりしが四月十六日午前五時二十五分頃居房窓格子に貸與の三尺帶を結び付け、便器を踏臺として縊首せるを、同四十分人員點檢の際發見直に解下し人工呼吸を施行中一面急報に接し登廳せる監獄醫極力救急療法を講じたるも蘇生せず。

▲千葉監獄在監受刑者窃盜懲役十年志村萬吉（三七）は昨今甚しく煩悶を悔ひたるもの、如かりしが、稍精神作態平靜を缺ける模

樣もあり自殺の虞あるものとして、革手錠を施し獨居拘禁に付し嚴重視察中のものなりしが、四月二十七日午前十時廿分頃教務主任の訪問せし際は何等異常を認めざりしが、同三十分頃醫務主任が同人感冒に付回診の際縊首せるを發見し、直に救急處置を行ひたるも蘇生するに至らず。案ずるに前記教務主任訪問終了後直に着手せるものゝ如く、革手錠の左手を外し貸與の布團の一端一巾の布を剝取り、監房裏窓の硝子戸二枚を中央に引寄せ之に該布片を結束して環狀となし、之を頭部に巻付房扉に面して縊首し居たるものなり、而し教務主任訪問終了時より縊首發見迄僅に十分を經過せるのみなりしと。

叙任

佐賀監獄勤務ヲ命ス　看守長（宮崎）馬場治作
任看守長　沖繩監獄看守　宜名眞邑義
給十級俸　沖繩監獄勤務ヲ命ズ　看守長（大分）野崎辰雄
高知監獄勤務ヲ命ス　典獄（松江）伊藤孝之
十勝監獄勤務ヲ命ス　監獄醫（新潟）中島恒尾
八級俸下賜（死亡）　札幌監獄看守　一條清
任看守長　札幌監獄勤務ヲ命ス
月俸廿八圓給與

叙勳八等授瑞寶章　正八位　渡邊元夫郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長（山口）石澤常次郎
任典獄　叙高等官六等　典獄補（巢鴨）河合哲
七級俸下賜　盛岡監獄勤務ヲ命ス　典獄（盛岡）引野信夫
松江監獄勤務ヲ命ス　廣島監獄看守　岡本祿一
任看守長
月俸廿八圓給與　福岡監獄勤務ヲ命ス　教誨師（和歌山）今井豐稚
岐阜監獄勤務ヲ命ス　正六位勳五等　加藤勝次郎
叙從五位　典獄（神戸）　中島博行
和歌山監獄勤務ヲ命ス　教誨師（高知）　根守秀夫
四級俸下賜　監獄醫（旭川）岡本榮作
依願免本官　青森監獄監獄醫　鈴木選
札幌監獄勤務ヲ命ス
任監獄醫
九級俸下賜　青森監獄勤務ヲ命ス

會報

○谷田監獄協會々長令嗣の訃

本會々長法學博士谷田三郎氏御令嗣誠氏は豫て

御病氣中の處藥石其效を奏せず四月十二日遂に長逝せらる同家に於ては曩に令夫人の逝去あり今又重ねて此不幸を見る哀心痛惜の至りに堪えず本會は哀悼の意を表する爲め花環其他供物を靈前に供せり。

葬儀は四月十五日午後二時芝妙定院に於て執行され司法省裁判所を始め東京所在四監獄及近縣各監獄職員其他一般の會葬者多數にして式典頗る壯嚴を極めたり。

○茶話會

四月廿四日（土曜）午後二時より本會階上講堂に於て茶話會を開く、講師は東京帝國大學文學部助教授文學士大島正德氏にして演題を『自由平等思想に就て』と題し人間の人間たる所以は自由意思的存在なる點にありとて希臘の古へより近世に至る自由平等思想の現はれを史實に徵して一々指摘立證し自由の尊重すべき所以を釋明し更に進んで眞に自己の自由を尊重せば同時に他人も同じく自由意思的存在なるを知らざるべからず、他人の自由を奪ひて自己の自由を獲得せんとするは眞の自由にあらずして畢竟自由の破壞たるのみ、而して人は自由意思的存在なる點に於て何人も平等なり然れども差別を無視せる平等は眞の平等にあらずして所謂惡平等に墮せるものなりと自由平等思想に對する現代人の蒙を啓き聽衆に多大の感動を與へ滿場拍手の裡に午後四時降壇せらる

後會員には別室に於て茶菓を饗し各自胸襟を披きて歡談し薄暮散會せり。

當日出席者氏名は次の如し。

毛利榮教	七戸大助	田中一雄	
吉川桂太郎	川上里司	大越岸太	
甕川兵次	安松貫	永坂安平	
伊藤直	阿部庄三郎	鈴木長藏	
橋本喜祐	小野龍之助	鈴木金之助	
藤本宗重	吉田甚兵衛	峰岸邊	

深山勝太郎　熊谷鋪　坂場鐵雄
赤沼貫之　尾原靜乘　小原綱五郎
增子賢慧　和田岩雄　志賀嘉十郎
林淨圓　小山鉦次　石塚義三郎
海野謹三　里誠一　扇谷與三
本眞英龍　矢吹彌作　林定弘
長山始　酉坂照海　高山菊次郎
川島爲與吉　平兮德太郎　室井善五郎
岡見數馬　佐々木與吉　羽柴瑪之助
大岡純雅　佐藤吉郎　藤井義海
新隆造　北澤喜代作　藤井藤藏
風間權平　双木文四郎　橋典仁
藤井惠照　長谷場圭介　渡部新平
椎名通藏　鈴木信彌　野口謹造
坪井直彦　北島眞吉　辻敬助
松井和義

○贈與金

本會々則第十條第一項第一號乃至第五號に據り故平壤監獄看守岡村重太郎氏遺族外廿八名に對し退職贈與金として金拾六圓以下の金員を贈與し四月二十四日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付したり。

○看守長任用試驗

今回長崎監獄に於て擧行せられたる看守長任用試驗に合格せる者左の如し

大分	武藤亘	佐賀	牟田初太郎	長崎	榮田彌三
熊本	米村直次郎	長崎	木山庄一	長崎	三原金次
福岡	宮本秀夫	長崎	田代多七	熊本	中島廣記
佐賀	白濱佐一	沖繩	城間榮信		

○本會地方部長囑託

本會は今回左の通本會地方部長を囑託せり

松江地方部長　引野信夫
十勝地方部長　伊藤孝之
盛岡地方部長　河合哲

○司法省會甲第一二八五號（大正九年四月二十三日附各裁判所竝監獄宛司法大臣訓令）

大正九年度歲入歲出科目ニ關シテハ大正五年三月會甲第四一八號訓令ヲ適用ス

右訓令ス

○司法省會甲第一二八六號（大正九年四月二十三日附各裁判所竝監獄宛司法大臣訓令）

大正九年度歲出臨時部營繕費ノ款繼續工事費ニ屬スル各項及新營費ノ項中末位ニ「官吏以下臨時手當」ノ目ヲ設置ス

右訓令ス

○司法省監獄局監甲第四一〇號（大正九年四月二十四日附各監獄宛司法大臣訓令）

明治三十四年三月司法省訓令會檢甲第八七號監獄ニ於ケル宿直又ハ徹夜勤務使役ノ者ニ給スル賄料ノ件左ノ通改正シ大正九年四月一日ヨリ施行ス

一看守長、監獄通譯、監獄醫、教誨師及教師ハ一夜ニ付金參拾錢以内、看守、女監取締及雇員ハ一夜ニ付金貳拾五錢以内其ノ他ノ者ハ一夜ニ付金貳拾錢以内監獄仕拂豫算ノ範圍内ヲ以テ之ヲ給與スルコトヲ得

二宿直ノ賄料ト徹夜勤務使役ノ賄料トハ之ヲ併給セス

右訓令ス

○司法省監獄局監甲第四一〇號（大正九年四月二十四日附各監獄典獄宛司法省監獄局長通牒）

宿直又ハ徹夜勤務使役者ニ給スル賄料ノ件依命通牒

標記ノ件本日別紙ノ通訓令相成候處右增加ニ要スル經費ハ大正三年臨時事件費ノ項物品購買費ノ目ヨリ處辨相成度尙本件ニ付既ニ認可ヲ受ケ特ニ增額シタル監獄ニ在リテハ當分ノ內其額ヲ給與シ差支無之候

○司法省會甲第一二九一號（大正九年四月二十四日附司法省管內各官廳宛司法大臣訓令）

臨時手當給與規程左ノ通改正シ大正九年四月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

右訓令ス

臨時手當給與規程

第一條　官吏及官吏以下ノ者ニハ本令ノ規定ニ依リ每月臨時手當ヲ給與ス

第二條　臨時手當ノ金額ハ俸給、給料又ハ囑託手當ノ支給額ヲ基本トシテ之ヲ算出ス

第三條　官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者看守及女監取締ヲ除ク ニ給與スル臨時手當ノ割合ハ左ノ各號ニ依ル

（イ）俸給年額六千五百圓ヲ超ユル者ニハ年額五百圓但シ本俸ト合シテ年額七千五百圓ヲ超エルコトヲ得ス

（ロ）俸給年額五千五百圓ヲ超エ六千五百圓ヲ超エサル者ニハ本俸ト合シテ七千圓ニ達スル金額

（ハ）俸給年額三千圓ヲ超エ五千五百圓ヲ超エサル者ニハ年額千五百圓

（ニ）俸給年額千二百圓ヲ超エ三千圓ヲ超エサル者ニハ定額二百圓及俸給額ノ三十分ノ十三ヲ合シタル金額

（ホ）俸給年額三百圓ヲ超エ千二百圓ヲ超エサル者ニハ定額百二十圓及俸給額ノ二分ノ一ヲ合シタル金額

但シ臨時手當ノ額ハ年額三百圓ヲ下ラス

（ヘ）俸給年額三百圓以下ノ者ニハ十割

第四條　囑託員雇員監獄ニ於ケル押送、作業用務ニ從事スル者ヲ除ク以下同シ 備人上ニ給與スル臨時手當ハ前條ノ割合ニ依ル

第五條　樺太ニ在勤スル官吏ニハ第三條ノ割合ニ依リ給與スル臨時手當ノ額ニ對シ高等官ニハ其ノ十分ノ四判任官ニハ其ノ十分ノ六ヲ加給ス

第六條　明治三十三年勅令第七十七號ニ依リ月手當ヲ給スル交通至難ノ島嶼ニ在勤スル高等官判任官雇員ニハ第三條ノ割合ニヨリ給與スル臨時手當ノ額ニ明治三十三年司法省令第十三號第一條ノ規定ノ金額ニ對スル十分ノ五ヲ加給ス

第七條　休職中ノ者又ハ病氣缺勤其ノ他ノ事由ニ因リ俸給金額ヲ支給セサル者ニ在リテハ其ノ臨時手當ノ割合ハ本俸額ニ依リ之ヲ定ム

第八條　恩給額算定ノ基礎トナルヘキ加俸ノ給與ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ臨時手當ノ割合ハ本俸ニ加俸ヲ加算シテ之ヲ定ム

第九條　臨時手當ハ俸給、給料、囑託手當支給當日之ヲ給與ス

第十條　前各條ノ外臨時手當給與ニ關シテハ俸給、給料、囑託手當支給ノ例ニ依ル

第十一條　左ニ揭クル者ニハ臨時手當ヲ給與セス

（イ）俸給年額七千五百圓ヲ超ユル者

（ロ）明治二十三年勅令第二百五十四號又ハ大正二年法律第七號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル者

前號以外休職ヲ命セラレタル者ノ中特ニ臨時手當給與ヲ要セサル事情アル者

（ハ）

(二)　定額ヲ支給セス又ハ他ニ官職ヲ有スル囑託員
(ホ)　臨時傭人

附　則

大正九年四月分ニ屬スル臨時手當ハ第九條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

○司法省會甲第一二九二號（大正九年四月二十四日附各監獄宛司法大臣訓令）

看守以下ノ者ニ給與スル臨時手當ノ額其ノ他左ノ通改正シ大正九年四月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

右訓令ス

第一條　看守、女監取締及押送作業ノ用務ニ從事スル雇員、傭人ニハ本令ノ規定ニ依リ毎月臨時手當ヲ給與ス其ノ割合ハ左ノ各號ニ依ル

(イ)　俸給、年額貳百七拾六圓ヲ超エ千貳百圓ヲ超エサル者ニハ定額百貳拾圓及俸給額ノ二分ノ一ヲ合シタル金額但シ臨時手當ノ額ハ年額參百圓ヲ下ラス

(ロ)　俸給年額貳百四圓ヲ超エ貳百七拾六圓ヲ超エサル者ニハ定額貳拾四圓及俸給額ノ十割ヲ合シタル金額但シ臨時手當ノ額ハ年額貳百四拾八圓四拾錢ヲ下ラス

(ハ)　俸給年額百貳拾圓ヲ超エ貳百四圓ヲ超エサル者ニハ定額貳拾四圓及俸給額ノ十一割ヲ合シタル金額

(ニ)　俸給年額百貳拾圓以下ノ者ニハ十三割

第二條　樺太ニ在勤スル看守女監取締ニハ前條ノ割合ニ依リ給與スル臨時手當ノ額ニ明治四十年司法省監甲第一八四號訓令ニ依ル月手當ノ金額ニ對スル十一割ヲ加給ス

第三條　明治三十三年勅令第七十七號ニ依リ月手當ヲ給スル交通至難ノ島嶼ニ在勤スル看守、雇員ニハ第一條ノ割合ニ依リ給與スル臨時手當ノ額ニ明治三十三年司法省令第十三號第一條規定ノ金額ニ對スル五割ヲ加給ス

第四條　北海道ニ在勤スル看守ニハ第一條ノ割合ニ依リ給與スル臨時手當ノ額ニ明治三十年勅令第二百四十六號ニ依ル月手當ノ金額ニ對スル五割ヲ加給ス

第五條　前各條ノ外臨時手當給與方ニ關シテハ臨時手當給與規程ヲ適用ス

○司法省會甲第一二九三號（大正九年四月二十四日附各裁判所、監獄宛司法大臣官房會計課長通牒）

營繕費ニ屬スル臨時手當ノ件通牒

官吏以下ノ俸給諸給ニシテ臨時部營繕費支辨ニ屬スル者ニ給與スル臨時手當ハ這回繼續工事費ニ屬スル各項及新營費ノ項中末位ニ設置セラレタル「官吏以下臨時手當」ノ目ヘ他ノ各目配賦豫算ヲ流用ノ上支出スル義ト了知相成度

◆原下井卓一共著

（勝友叢書第六編）

獄中日記　假出獄まで

菊判百九十四頁　定價金壹圓　郵送料六錢

本書は著者十數年の間監獄敎誨に從事せる傍仔細に囚情を視察し日々の敎誨の際に受刑者の眞面目なる懺悔告白を聞く毎に一々之を書留め置き今回之を纏めて一人の受刑者が一年三百六十五日間の日毎の感想を綴れる日記の如くに編述せるものにして獄中生活の實狀受刑者の改過遷善せる徑路等を著者一流の麗筆を以て細叙し行文平易、流暢、在監者の看讀書籍として適當なるは勿論其他刑事學者竝に心理學者に在ても偉大の研究資料たるを信じて疑はず、仍て之を江湖に推奬す

最新刊

◆發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　振替口座番號東京二五〇五九　監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正九年五月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市谷富久町六拾番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　報文社

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾參卷第五號（大正九年五月二十日發行每月一回二十日發行）